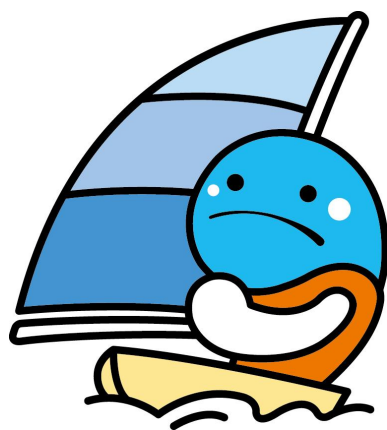


令和 8 年度 商工労働部関連施策

県内企業の事業活動に活かせる
補助制度等のご案内



高知県商工労働部

～ 目 次 ～

★新たに事業所を設置・整備したい

・ コワーキングスペースを備えたシェアオフィス拠点施設	1
・ シェアオフィス利用推進事業費補助金	2
・ 中山間地域商業等機能維持支援事業費補助金	3
・ 空き店舗対策事業費補助金（空き店舗出店支援事業）	4
・ 創業者等応援融資	5
・ 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）【国】	6

★専門家のアドバイスを受けたい

・ 専門家派遣事業【センター】	7
・ 生産性向上支援センターによる現場改善支援	8
・ 防災関連産業振興アドバイザーによる製品開発・販路拡大の支援	9

★新たな事業（商品開発等）に取り組みたい

・ 事業戦略策定・実行支援【センター】	10
・ 事業戦略等推進事業費補助金【センター】	11
・ 経営革新計画の承認	12
・ 防災関連産業交流会	13
・ 戦略的製品開発推進事業費補助金	14
・ 紙産業技術センターの紙関連機械設備の利用	15
・ 工業技術センターのものづくり分野機械設備の利用	16

★販路開拓をしたい

・ 見本市への出展支援【センター】	17
・ 機械系・防災分野等の見本市等【センター】	18
・ 防災関連製品の販売促進支援	19
・ ものづくり分野の外商支援【センター】	20
・ 新事業分野開拓者認定制度・モデル発注制度	21
・ ものづくり分野の海外での販路開拓【センター】	22
・ ものづくり海外展開サポートデスク【センター】	23

★研究開発の成果の実用化に取り組みたい

・ 成長型中小企業等研究開発支援事業【国】	24
・ 知的財産に関する総合支援【I N P I T】	25
・ 中小企業等外国出願支援事業【国】	26

～ 目 次 ～

★デジタル化に取り組みたい

- ・ デジタル技術の活用支援【センター】 2 7
- ・ 高知デジタルカレッジ 2 8
- ・ 中小企業デジタル化・AI導入支援事業
（中小企業デジタル化・AI導入支援事業費補助金2026）【国】..... 2 9
- ・ スマートものづくり研究会 3 0

★働き方改革に取り組みたい

- ・ ワークライフバランス、働き方改革の推進 3 1

★設備投資をしたい

- ・ 中小企業省力化投資補助金（一般型）【国・中央会】 3 2
- ・ 中小企業省力化投資補助金（カタログ注文型）【国・中央会】 3 3
- ・ 高知県中小企業設備資金利子補給制度 3 4
- ・ 企業立地促進事業費補助金 3 5
- ・ 伝統的工芸品産業等設備投資支援事業費補助金 3 6
- ・ サテライトオフィス等立地促進事業費補助金 3 7
- ・ 産業振興計画推進融資 3 8
- ・ 次世代施策推進融資 3 9

★減災・防災への備えをしたい

- ・ 中小企業耐震診断等支援事業費補助金 4 0
- ・ B C P（事業継続計画）の策定支援 4 1
- ・ 南海トラフ地震・節電対策融資 4 2

★人材確保・育成に取り組みたい

- ・ 高知県外国人材雇用相談窓口（ふおれこ） 4 3
- ・ 技能実習生等受入支援事業費補助金 4 3
- ・ 外国人材受入環境整備事業費補助金（スキルアップ支援） 4 3
- ・ 高度外国人材雇用促進事業費補助金（インターンシップ支援） 4 4
- ・ こうち外国人材優良サポート事業者認証制度 4 4
- ・ プロフェッショナル人材活用事業【センター】 4 5
- ・ 工業技術センターにおける人材育成講座 4 6

～ 目 次 ～

・ 紙産業技術センターにおける人材育成事業	4 7
・ 高知県元気な未来創造融資	4 8
・ キャリアアップ助成金【国】	4 9

★賃上げに取り組みたい

・ 賃金向上環境整備事業費補助金	5 1
・ 業務改善助成金【国】	5 2

★円滑な事業承継に取り組みたい

・ 事業承継等推進事業費補助金（一般枠・小規模枠）	5 3
・ 事業承継等推進事業費補助金（中山間地域枠）	5 4
・ 事業承継奨励給付金	5 5
・ 事業承継特別保証制度融資	5 6
・ 事業承継・M&A補助金【国】	5 7
・ 所在不明株主に関する会社法の特例の前提となる認定	5 8
・ 金融支援	5 9
・ 遺留分に関する民法の特例【国】	6 0

★後継者育成に取り組みたい

・ 伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金	6 1
--------------------------------	-----

★有利な税制措置を受けたい

・ 地域未来投資促進法に基づく支援措置【国・県・市町村】	6 2
・ 非上場株式に係る相続税・贈与税の納税猶予制度【国・県】	6 3
・ 個人事業主の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度 【国・県】	6 4

★その他

・ 協調支援型特別保証制度	6 5
・ 製造業ポータルサイトによる情報発信	6 6

コワーキングスペースを備えたシェアオフィス拠点施設

新たに事業所を設置・整備したい

対象者	コワーキングスペースを活用し、テレワーク等を行いたい方
内容	BASE CAMP IN KOCHIは、官民が連携し整備した施設であり、新たなビジネスやサービスを展開する人たちを応援する施設です。 テレワークの場としての利用はもちろん、施設を活用したイベントなどを通じて、人や地域との出会いを促進し、新たなビジネスが生まれる場となることを目指しています。 ◆スモールオフィス 名称 BASE CAMP IN OBIYAMACHI 場所 OKAMURA 帯屋町ビル（高知市帯屋町2-2-14） ◆コワーキングスペース・スモールオフィス 名称 BASE CAMP IN OHASHIDORI 場所 高知サンライズホテル（高知市本町2-2-31） 詳しくは、下記ホームページをご覧ください URL : https://basecamp-in-kochi.jp その他の県内のコワーキングスペース等については下記ホームページをご覧ください URL : https://kochi-work-haretoke.jp

お問い合わせ先

高知県企業誘致課

TEL : 088-823-9693

E-mail : 150201@ken.pref.kochi.lg.jp

URL : <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150000/150201>

シェアオフィス利用推進事業費補助金

新たに事業所を設置・整備したい

シェアオフィス拠点施設への企業誘致を促進することに加え、県内の関係人口の拡大を図るため、シェアオフィス等を活用する企業等や環境整備を行う市町村に対し、経費を助成します。

	中山間定着型	2段階立地型	市町村シェアオフィス 環境整備
対 象 者	中山間地域に所在する市町村が整備した県認定シェアオフィスに入居する民間事業者	2年以内に高知県内で雇用拡大を伴った本格立地を目指し、県認定のシェアオフィスに入居する民間事業者	シェアオフィスの環境整備を行う市町村
対象事業	・シェアオフィス利用料、人材研修、募集に要する経費（1／2以内） ・償却資産の取得に要する経費（1／5以内） ・雇用奨励金（定額）	・シェアオフィス利用料、人材研修、募集に要する経費（1／2以内） ・雇用奨励金（定額）	什器・備品・整備費、ホームページ等のサイト構築費用、wi-fi環境導入（増強）費、バリアフリー等対応費等（1／2以内）
補助限度額等	1,500万円/ 最大3年間	500万円/ 最大2年間	150万円/箇所
申請受付期間	随時募集		
その他	「中山間定着型」「2段階立地型」の対象となる県認定シェアオフィスについては、県公式サイト「高知家シェアオフィス活用のススメ!」をご参照ください。 URL : https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2021060900275		

お問い合わせ先

高知県企業誘致課

TEL : 088-823-9693

E-mail : 150201@ken.pref.kochi.lg.jp

URL : <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150000/150201>

中山間地域商業等機能維持支援事業費補助金

新たに事業所を設置・整備したい

人口減少及び高齢化の進展により、商業機能の低下が著しい中山間地域において、空き店舗又は空き家を活用して出店する事業者を支援することで、地域に不可欠な店舗の存続を図り、地域住民の生活環境の維持・向上につなげるための経費を助成します。

対象者	対象地域において空き店舗又は空き家を活用して小売業等を行う出店者又は商工団体等であって、別途定める要件を満たすもの 【主要な要件（抜粋）】 ・出店しようとする空き店舗又は空き家が自己所有物件の場合、交付申請前 1 年以内に取得した物件であること ・出店しようとする空き店舗又は空き家が賃借物件の場合、物件所有者と補助事業者とが、親族又は出資50%を超えるいわゆる親子会社等密接な関係にないもの ・事業計画書の策定及び出店後において、商工会・商工会議所等の経営サポート等をうけるもの ・昼間営業を行うもの
対象事業	空き店舗又は空き家を活用し、地域に不可欠な店舗の出店及び存続を図り、地域の商業等機能の維持・発展に資する事業に対し助成
対象経費	ア 店舗改装費 ・内外装整備は、必要最小限度のものとし、店舗構造の変更、華美な装飾等は対象外。 (建築確認が必要となる大規模修繕費及び建物の構造又は床面積の変更に伴う工事に要する経費は対象外。) イ 事業に必要な設備及び備品購入費 ・店舗内で使用される10万円以上の設備又は、備品の購入に要する経費 ウ 家賃 ・最大 6 ヶ月分（交付決定の翌月から当該年度の期間内）
補助率	1 / 2 以内
補助限度額	500万円/空き店舗又は空き家 1 件あたり
受付期間	随時募集

お問い合わせ先

高知県経営支援課（商業流通担当）

TEL：088-823-9679

E-mail：150401@ken.pref.kochi.lg.jp

URL：<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150000/150401/>

空き店舗対策事業費補助金（空き店舗出店支援事業）

新たに事業所を設置・整備したい

近年の人口減少及び消費者ニーズの多様化により県内商業が厳しい状況に置かれていることを踏まえ、商店街等の空き店舗の活用を促進することによって県内各地域における商業の活性化並びに商業機能の維持、発展につなげるための経費を助成します。

対象者	商店街等において空き店舗を活用して小売業、飲食業又はサービス業を行う出店者又は商工団体等であり、以下の要件を満たすもの ・出店しようとする店舗が、自己所有の店舗でないもの ・店舗所有者と補助事業者とが、親族又は出資50%を超えるいわゆる親子会社等密接な関係にないもの ・国税、都道府県及び市町村税並びに県に対する税外未収金債務を滞納していないもの ・許認可等が必要な事業を営む場合において、該当する許認可等を取得しているもの ・出店計画の策定及び出店後において、商工会・商工会議所等の経営サポート等をうけるもの ・この補助金の交付を受けてから1年を経過しているもの
対象事業	商店街等の空き店舗を活用して行う商店街等のにぎわい創出に資する事業に対し助成。ただし、同一の商店街等内での移転を除く
対象業種	・昼間営業をするものであること ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行うものでないこと
対象経費	ア 店舗改装費 ・内外装整備は、必要最小限度のものとし、店舗構造の変更、華美な装飾等は対象外。 (建築確認が必要となる大規模修繕費及び建物の構造又は床面積の変更に伴う工事に要する経費は対象外。) イ 設備及び備品は原則として対象外。ただし、改装に密着不可欠なものは、この限りではない。 ウ 空調設備、音響設備、厨房機器及び厨房内設備は補助対象外。
補助率	1 / 2 以内
補助限度額	上限額100万円 下限額10万円
受付期間	随時募集

お問い合わせ先

高知県経営支援課（商業流通担当）

TEL：088-823-9679

E-mail：150401@ken.pref.kochi.lg.jp

URL：<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150000/150401/>

創業者等応援融資

新たに事業所を設置・整備したい

対象者	事業を開始する者及び事業開始後 5 年未満の者等	
使途	設備資金、運転資金	
貸付限度額	3,500万円	
償還期間 (据置期間) 貸付利率	償還期間 (据置期間)	貸付利率
	7年以内 (1年以内)	2.52%以内 (変動)
	10年以内 (1年以内)	2.65%以内 (変動)
保証料率	0.10%	

お問い合わせ先

高知県経営支援課 (金融担当)

TEL : 088-823-9695

E-mail : 150401@ken.pref.kochi.lg.jp

URL : <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150000/150401>

※対象要件はお問い合わせください。

地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）【国】

新たに事業所を設置・整備したい

雇用機会が特に不足している地域等において、事業所の設置・整備を行い、ハローワーク等の紹介により対象労働者を雇い入れた事業主に、設置・整備費用及び増加した対象労働者雇入れ人数に応じた助成金を、1年毎に最大3回支給します。

対象地域 ※その他の特例対象地域については、下記問い合わせ先へお問い合わせください。	同意雇用開発促進地域： 土佐市、いの町、日高村、須崎市、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、梶原町、津野町、四万十町（R10.8.31まで） 宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、黒潮町、三原村（R9.9.30まで）				
支給額 （1回の支給額） ○同意雇用開発促進地域の場合 ※特例措置の内容については、下記問い合わせ先にお問い合わせください。	事業所の設置・整備費用	対象労働者の増加人数（（ ）内は創業の場合のみ適用）			
		3(2)～4人	5～9人	10～19人	20人以上
	300万円以上	50万円	80万円	150万円	300万円
	1,000万円以上	60万円	100万円	200万円	400万円
	3,000万円以上	90万円	150万円	300万円	600万円
	5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円
	◇中小企業事業主の場合は、1回目の支給において上表の支給額の1/2の額を上乗せ ◇中小企業事業主の場合であって、かつ創業と認められる場合は、1回目の支給において上表の支給額の2倍の額を支給				
主な受給要件	【1回目の支給】 ※1～4の要件をすべて満たす必要があります。 1 同意雇用開発促進地域等の事業所における施設・設備の設置・整備及び、地域に居住する求職者等の雇い入れに関する計画書を労働局長に提出すること 2 計画期間（最長18か月間）の間に、対象地域で雇用保険の適用事業所の施設や設備を設置・整備すること（1点あたり20万円以上で、合計額が300万円以上） 3 計画期間の間に、地域に居住する求職者等を常時雇用する雇用保険一般被保険者等として3人（創業の場合2人）以上ハローワーク等の紹介により雇い入れること 4 事業所の雇用保険一般被保険者等の数が計画期間の前後で比較して3人（創業の場合は2人）以上増加していること 【2回目・3回目の支給】 ※1～3の要件をすべて満たす必要があります。 1 被保険者数の維持 第2回目及び第3回目の支給基準日における被保険者の数が完了日における数を下回っていないこと 2 対象労働者の維持 要件を満たして雇い入れられた対象労働者について、第2回目及び第3回目の支給基準日における数が完了日における数を下回っていないこと 3 対象労働者の職場定着 完了日以降の事業主都合以外の離職者が発生した場合、第2回目及び第3回目の支給基準日までの離職者の数は、完了日時点の対象労働者の1/2以下、または3人以下であること				

お問い合わせ先

高知労働局 助成金センター TEL：088-878-5328

厚生労働省HP URL：

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/chiiki_koyou.html

専門家派遣事業【センター】

専門家のアドバイスを受けたい

県内ものづくり事業者のあらゆる経営課題に対応するために専門家を派遣します。

対象者	県内中小企業者等
費用	無料
回数の制限	年間 3 回まで
専門家	原則として利用者が派遣を希望する分野の専門家を産業振興センターの受託先において選定 ※産業振興センターが必要性を認めた者に限る
利用方法	産業振興センターホームページより申請
受付期間	随時募集

お問い合わせ先

高知県産業振興センター
事業戦略・デジタル化推進部 事業戦略・デジタル化推進課
TEL : 088-845-6600
E-mail : jigyousenryaku@joho-kochi.or.jp
URL : <https://joho-kochi.or.jp>

生産性向上支援センターによる現場改善支援

専門家のアドバイスを受けたい

県内事業者が製造現場の効率化や省力化など生産性向上に取り組むため、専門家を派遣します。

対象者	県内中小企業者等
費用	無料
回数の制限	10回/社程度
指導、助言の内容	課題の抽出や分析、解決方法の提案や改善活動の伴走支援、デジタル化支援、従業員の意識改革・スキル向上の支援など
利用方法	高知県よろず支援拠点生産性向上支援センターに申請
受付期間	随時募集

お問い合わせ先

〒781-5101
 高知県高知市布師田3992-2
 中小企業会館 5階
 TEL: 088-854-5580
 FAX: 088-855-3776
 E-mail : seisansei@yorozu-kochi.go.jp
 URL : <https://yorozu-kochi.go.jp/seisansei>

防災関連産業振興アドバイザーによる製品開発・販路拡大の支援

専門家のアドバイスを受けたい

防災製品市場に関する知見や人脈を有する「高知県防災関連産業振興アドバイザー」を設置し、県内事業者の県内の防災関連製品の開発・改良、販路開拓などの様々な課題解決の支援を行っています。

対象者	防災関連産業に関わる県内事業者
費用	無料
指導、助言の内容	防災市場ニーズに応じた防災関連製品の開発・改良、販売先や販売手法などの取り組み

お問い合わせ先

高知県工業振興課（ものづくり支援担当）

TEL：088-823-9724

E-mail：150501@ken.pref.kochi.lg.jp

URL：<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2021111000213>

事業戦略策定・実行支援【センター】

新たな事業（商品開発等）に取り組みたい

企業の経営ビジョンの実現に向けた事業戦略策定・実行の取り組みを支援します。

対象者	高知県内の中小企業者
費用	無料
事業戦略策定（イメージ）	企業の経営ビジョンを実現するために、事業戦略の策定とともに、経営・財務、企画・マーケティング、製造などの具体的な課題解決を事業戦略チームによりサポートする。また、課題に応じたセミナーも併せて開催する。 事業戦略策定手順等のイメージ <u>Step 1 まずは現在の姿を「見える化」する</u> - みずからの会社を振り返ってみる（事業概況） - 市場環境や業界の競争環境を整理する（マクロ・業界（外部環境）分析） - 競合の製品・サービスと比較した上で、業界内でのポジションを把握する（ミクロ・自社（内部環境等）分析） <u>Step 2 ありたい姿（5年後の理想形）をえがく</u> - 自社の“5年後”の目標を考える 新規事業の立上げ（製品開発）や事業規模の拡大（市場開拓）、収益性の改善方法などの到達目標を設定する <u>Step 3 実現するための課題を整理する</u> - 着地点（5年後）に向けた取組課題を抽出する - 指標となる数値目標（KPI）を考える 1年目の取組課題を抽出する - 今後の売上、利益等の目標を現状を踏まえて設定する（中長期業績目論見） <u>Step 4 戦略を実行に移す</u> 「事業戦略」に基づく実施・検証のPDCAのサイクルを回す さらには来年以降の「事業戦略」の策定に活かしていく ※事業戦略の策定に向けては、Step 1 からStep 3 の項目整理やStep 4 の実行に際して、財務、営業、人材確保など、企業の希望に応じて分野別の専門家もディスカッションに参加するなど、企業の経営基盤の強化や事業拡大等を目指す取組を一貫してサポートします。
受付期間	随時募集

お問い合わせ先

高知県産業振興センター

事業戦略・デジタル化推進部 事業戦略・デジタル化推進課

T E L : 088-845-6600

E-mail : jigyouusenryaku@joho-kochi.or.jp

URL : <https://joho-kochi.or.jp>

事業戦略等推進事業費補助金【センター】

新たな事業（商品開発等）に取り組みたい

県内中小企業者等が経営革新計画、事業戦略、経営計画の実現化のために行うものづくりの地産外商の取り組みや、県外又は海外での展示会出展の取り組みを支援します。

対象者	中小企業者、農協、N P O 等	
対象事業	(1) 事業戦略等推進事業	(2) 販路開拓支援事業
対象経費	①営業力強化 展示会出展、営業代行に係る経費等 ②人材育成・確保 研修受講、就職フェアに係る経費等 ③グローバル 海外新市場への販路開拓、 拠点設立に向けた渡航費等	①国内展示会出展 出展小間料、旅費等 ②海外展示会出展 出展小間料、旅費等
補助率	1 / 2 以内	1 / 2 ～ 1 / 4 以内 ※本補助金の活用実績による
補助限度額	①営業力強化、②人材育成・確保 国内での事業に関する取組：150万円 海外での事業に関する取組：200万円 ③グローバル（取組に関する要件あり） ①、②とは別枠で200万円の申請が可能 ※賃上げ要件を満たす場合は、最大100万円の加算が可能	①②合わせて50万円
補助の要件	●経営革新計画、事業戦略または経営計画の承認・認定等を受け、計画の開始日から3年以内の地産外商の取り組み ※計画の期間が3年間の場合は開始日から2年以内	●国内展示会出展については、主催者が定める正規の小間料及び自社出展スペースに係る装飾費用を全額負担していること。 ●申請年度の前年度までの過去3年間に、展示会出展に関する本補助金の交付を3回以上受けていないこと。
	【共通の要件】 ●事業戦略等推進事業費補助金の交付決定を受けている場合は、実績報告書をセンターに提出していること。 ●同一年度内での申請は、原則として（1）または（2）いずれか1事業（1回）のみ。複数事業の同時申請は不可。 ※（2）に採択された補助事業者が、当該事業の成果を踏まえ新たに（1）に取り組む場合に限り、同一年度内における再申請が可能	
事業期間	1年以内 ※令和9年1月以降に事業開始の場合、令和9年12月31日までに完了する事業に限る。	
受付期間	令和8年4月16日（木）～令和9年2月19日（金）	

お問い合わせ先

高知県産業振興センター 経営支援・地産地消部 経営支援・地産地消課
 TEL：088-845-6600 E-mail：kigyousinkou@joho-kochi.or.jp
 URL：<https://joho-kochi.or.jp>

【経営革新計画の承認に関するお問い合わせ先】

高知県工業振興課（TEL：088-823-9724）

【事業戦略の策定に関するお問い合わせ先】

高知県産業振興センター 事業戦略・デジタル化推進部 事業戦略・デジタル化推進課
 TEL：088-845-6600 E-mail：jigyousenryaku@joho-kochi.or.jp

【経営計画の認定に関するお問い合わせ先】

高知県経営支援課（TEL：088-823-9698）

経営革新計画の承認

新たな事業（商品開発等）に取り組みたい

「中小企業等経営強化法」に基づき、新商品や新サービスの開発・提供など新しい事業活動に取り組む特定事業者を支援するため、「経営革新計画」の承認を行っています。

対象者	県内に本社を置く中小企業等経営強化法に基づく特定事業者
経営指標の条件	3年から5年の新たな事業活動の計画で「付加価値額の伸び率又は一人当たりの付加価値額が年3%以上、給与支給総額の伸び率が年1.5%以上」
承認後に受けられる支援策	低金利融資制度（政府系金融機関等）、信用保証特例など ※支援を受ける際には、それぞれの支援実施機関への別途申込・審査が必要です。
その他	高知県産業振興センター、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会等で計画作成についての相談を受け付けています。
受付時期	随時

お問い合わせ先

高知県工業振興課（ものづくり支援担当）

TEL：088-823-9724

E-mail：150501@ken.pref.kochi.lg.jp

URL：<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2022031700115>

防災関連産業交流会

新たな事業（商品開発等）に取り組みたい

県内で防災関連の製品、技術を開発・製造する事業者を対象に製品や技術の開発から販路開拓まで一貫して支援します。

対象者	防災関連の製品、技術を製造・開発している事業者、これから防災に関する取組を実施しようとしている事業者、自主防災組織 等
費用	無料
・防災関連製品開発 ワーキンググループ ・セミナー ・個別相談会	・防災現場のニーズに即した製品や技術の開発につながる情報提供等を行うためのワーキンググループ活動、防災関連製品の開発や販路開拓についてのセミナー、防災関連産業振興アドバイザーとの個別相談等への参加機会を提供
高知家の防災製品 サポートデスク	・防災製品をお探しの企業や自治体、自主防災組織等へのメイド・イン高知の防災製品の情報提供や、県内企業から製品開発や販路開拓に関する相談に対応
認定制度	・品質や安全性の観点で審査を行う「高知県防災関連製品認定制度」の認定を受けた製品や技術は、カタログやホームページへの掲載を通じて、県内外に情報発信
県外や海外見本市でのPR	・大都市圏や海外で開催される見本市（P.17）への出展機会を提供
利用方法	お問い合わせ先までご連絡ください
受付期間	随時募集

活用事例

【機械製造業】

「防災関連製品認定制度」、「新事業分野開拓者認定制度」を活用することで、県内自治体への販売実績を積み上げるとともに、県外自治体へ自社製品を納入

【食品製造業】

県外見本市への出展により、大手量販店と防災食品の商談が成立

お問い合わせ先

高知県工業振興課（ものづくり支援担当）

TEL：088-823-9724

E-mail：150501@ken.pref.kochi.lg.jp

URL：<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150000/150501>

戦略的製品開発推進事業費補助金

新たな事業（商品開発等）に取り組みたい

県内事業者がものづくり分野における付加価値の高い製品・技術の創出を目的として行う、市場調査、試作、改良及び開発等に係る取組を支援します。

対象者	高知県内に本社又は主たる事業所を有する、中小企業者等 ※製品開発事業（イノベーション推進枠）は「中堅企業」も補助対象
補助内容	製造業分野（日本標準産業分類における食品、生物、医薬品、ソフトウェア関連製造業を除く製品・技術）における高付加価値な製品・技術の開発に係る構想に基づき、企画、調査、試作開発、及び製品化等を推進する取組に関して、必要となる経費の一部を助成。
要件	【開発チャレンジ事業】 ・製造業分野における製品・技術の開発を目的とした、取組を行うこと（市場調査、課題検証、部分試作、改良等） 【製品開発事業】 ・製造業分野において高付加価値な製品・技術の開発を行うこと ・開発する製品・技術が、以下のいずれかに該当すること ①県内初と見込まれるもの ②社会課題の解決に貢献するもの ③ユーザーの利便性を向上させるもの ④ユーザーの経済性を向上させるもの 【開発チャレンジ事業・製品開発事業 共通】 ・製品構想書、企画書は、高知県産業振興センターの確認を受けること
補助率 補助上限額	【開発チャレンジ事業】 補助率：1／2以内 補助上限額：100万円 事業期間：1年以内 【製品開発事業】 ＜一般枠＞ 補助率：1／2以内 補助上限額：1,000万円 事業期間：2年以内 人件費補助：補助額全体の1／3まで ＜イノベーション推進枠＞ 補助率：1／2以内 補助上限額：2,000万円 事業期間：2年以内 人件費補助：補助額全体の1／2まで 《NEW》 賃上げ加算枠(製品開発事業のみ) 令和8年度中に賃上げし、給与支給総額を賃上げ前決算比で5.0%以上にする場合、補助率を2／3以内に引き上げます。 (対象事業は令和9年度に補助事業が完了するものに限りです)
公募期間	・開発チャレンジ事業：令和8年5月、8月、10月、12月の各最終営業日17時 ・製品開発事業：令和8年5月、7月、9月、12月の各最終営業日17時 ※予算状況により早期に終了する可能性あり
申請書提出先	下記お問い合わせ先

お問い合わせ先

高知県工業振興課（ものづくり支援担当）

TEL：088-823-9724

E-mail：150501@ken.pref.kochi.lg.jp

URL：<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150000/150501>

紙産業技術センターの紙関連機械設備の利用

新たな事業（商品開発等）に取り組みたい

紙産業技術センターでは、紙・不織布に特化した機器・設備を皆様に開放しています。試験研究用の新鋭機器を多数取り扱っており、技術指導も行っていますので、新製品の開発や技術の向上にぜひご活用ください。興味がある方、どの機器を利用すれば良いか等悩んでいる方は是非一度気軽にお問い合わせください。

対象者	製品の試作や検査等を行う県内の製造業者
設置装置	①多目的不織布製造装置+WJ裏打ちユニット （スパンレース両面処理が可能な乾式不織布の製造） ②サンプルローラーカード機 （繊維方向が揃った綿状の層に加工） ③メルトブロー不織布製造装置 （マイクロファイバーを自己接着させたシートの製造） ④熱カレンダー装置（紙、不織布等の薄肉化、均一化加工） ⑤コーター＆ラミネーター（紙、フィルム等への塗工及び貼合加工） ⑥スリッター（紙、フィルム等のロールを必要なサイズ幅に裁断） ⑦レーザー加工機（紙、不織布等の裁断及び模様修飾） ⑧多目的テスト抄紙機（様々な機能紙、家庭紙の抄紙） ⑨小型抄紙機（小ロットでのテスト抄紙） ⑩大型懸垂短網抄紙機（靱皮繊維等の長繊維の抄紙） ⑪セルロースナノファイバー（CNF）製造装置 （機械解繊CNFの製造） ※その他の設備については、下記までお問い合わせください。
費用	あり（料金については、下記までお問い合わせください）

お問い合わせ先

高知県立紙産業技術センター 企画調整室

TEL：088-892-2220

E-mail：infokami@ken2.pref.kochi.lg.jp

URL：<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150000/151406>

工業技術センターのものづくり分野機械設備の利用

新たな事業（商品開発等）に取り組みたい

対象者	製品の試作や検査等を行う県内の製造業者
設置装置	・伝導EMC試験システム （機械装置の電氣的ノイズを測定） ・振動試験装置 （機械部品等の振動試験や衝撃試験） ・CAE （コンピュータを使ったシミュレーション解析） ・CNC三次元測定装置 （形状や幾何公差を正確に測定） ・ポータブル3Dスキャナ （3D形状を非接触で測定） ・電子顕微鏡 （各種材料等の微細観察） ・蛍光X線分析装置 （固体試料を構成する元素を分析） ・熱分析装置 （試料の熱的变化を測定） ・X線回折装置 （X線照射により試料に含まれる物質を同定） ・フーリエ変換赤外分光光度計 （有機物の赤外線吸収を測定し物質を同定） ・ICP発光分光分析装置 （プラズマエネルギーにより試料に含まれる物質を分析） ・小型調理殺菌装置 （容器入り食品をレトルト殺菌） ・柑橘搾汁試験機 （様々なサイズの柑橘類の搾汁） ・精油成分抽出用減圧蒸留装置 （常温で精油成分を抽出） ・パルパーフィニッシャー （青果等の粗搾汁、仕上げふるい、固液分離） ※その他の設備については、下記までお問い合わせください。
費用	あり（料金については、下記までお問い合わせください）

お問い合わせ先

高知県工業技術センター 研究企画課

TEL : 088-846-1167

E-mail : 151405@ken.pref.kochi.lg.jp

URL : <https://www.pref.kochi.lg.jp/itc/item>

見本市への出展支援【センター】

販路開拓をしたい

新たな販路開拓やマーケットニーズを把握するため、中小企業等に対し展示会への出展機会を提供します。

【令和8年度高知県ブース確保の見本市】

1	防犯防災総合展2026	R8.4.15～17	大阪
2	2026NEW環境展	R8.5.20～22	東京
3	機械要素技術展 東京	R8.7.1～3	東京
4	震災対策技術展 大阪	R8.7.2～3	大阪
5	ジャパン・インターナショナル・シーフードショー	R8.8.19～21	東京
6	東京インターナショナル・ギフト・ショー秋2026	R8.9.2～4	東京
7	大阪インターナショナル・ギフト・ショー2026	R8.9.17～18	大阪
8	機械要素技術展 大阪	R8.10.7～9	大阪
9	危機管理産業展	R8.9.30～10.2	東京
10	建設技術展近畿2026	R8.10.28～29	大阪
11	建設技術フェア2026 in 中部	R8.11.19～20	名古屋

【ミニ展示商談会】

テーマを絞り、首都圏等での商談深化を促し、成約確保に向けたサポートを行う。

（出展企業は、6社程度）

・東京 3回 ・大阪 3回 ・名古屋 1回

お問い合わせ先

高知県産業振興センター

外商推進部 外商課

TEL：088-845-6600

E-mail：gaisyoushou@joho-kochi.or.jp

URL：<https://joho-kochi.or.jp>

機械系・防災分野等の見本市等【センター】

販路開拓をしたい

対象者	機械・防災関連等の外商活動を行う県内事業者等
見本市	首都圏や関西、中部地方などで開催される防災分野や一次産業機械分野など専門性の高い見本市に高知県ブースを設置し、県内企業の出展サポートや販路開拓を支援します。 【参加要件】 対象事業者：県内に本社または主たる事業所を有する企業、個人事業者等 要件：①見本市期間中は担当者を常駐させ、積極的な営業活動を行えること ②見本市出展後のアンケート調査等に協力できること ※応募が多数の場合は、調整させていただくことがあります。 ◆令和8年度 見本市（予定） ・防犯防災総合展（大阪・4月） ・機械要素技術展 東京（東京・7月） ・震災対策技術展 大阪（大阪・7月） ・危機管理産業展（東京・9月） ・機械要素技術展大阪（大阪・10月） ・建設技術展近畿（大阪・10月） ・建設技術フェアin中部（名古屋・11月）
県外での技術の外商	他府県連携や単独で商談会を開催し、独自技術を持つ取引先の拡大に意欲的な企業を支援します。 【参加要件】 対象事業者：県内に本社または主たる事業所を有する機械金属系企業 要件：①担当者が1名以上参加し、積極的な営業活動を行えること ②商談会終了後の3年間、商談実績等の調査に協力できること ※参加申込時に提出していただく資料をもとに発注企業が面談企業を決める場合があります。 ◆令和8年度 商談会（予定） ・板橋区・高知県合同防災関連製品展示商談会（東京・7月） ・高知県技術の外商取引拡大商談会（高知・9月） ・四国モノづくり合同商談会（香川・11月） ・西日本合同広域商談会（京都・2月） ・工場視察商談会（随時）

お問い合わせ先

高知県産業振興センター

外商推進部 外商課

TEL：088-845-6600

E-mail：gaisyou@joho-kochi.or.jp

URL：<https://joho-kochi.or.jp>

防災関連製品の販売促進支援

販路開拓をしたい

「高知県防災関連登録製品」として認定された製品や技術を「メイド・イン高知」の防災関連製品・技術として、国内外でPR等を行い、販売促進を支援します。

県内各地域でのPR	◆支援内容 ・市町村等の要請に応じて、地域の防災訓練等に「防災関連製品展示コーナー」を設置 ・県内地域ブロックごとに防災関連製品の展示PRを実施 ◆参加要件 ・対象事業者：防災関連登録製品を取り扱っている県内の事業者
海外でのPR	◆支援内容 ・防災インフラ技術セミナーの実施 ・現地企業等との商談会の開催 ・防災関連の見本市への出展
防災関連製品認定制度を活用した信用力のアップ	◆支援内容 防災関連製品（技術含む）の安全性や機能性等を審査し、認定・登録された製品をカタログやポータルサイト等で県内外にPR。年2回（4月～、7月～（予定））の公募 ◆対象製品 県内に本社又は主たる事業所を有する企業等が、開発又は製造した防災関連の製品、技術
防災製品サポートデスクによる相談対応及び情報提供	◆支援内容 防災関連製品に関するニーズや要望に関する相談対応や認定製品を中心とする情報提供等を実施

お問い合わせ先

高知県工業振興課（外商支援担当）

TEL：088-823-9022

E-mail：150501@ken.pref.kochi.lg.jp

URL：<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150000/150501>

ものづくり分野の外商支援【センター】

販路開拓をしたい

対象者	外商活動を行う県内ものづくり事業者
実施内容	東京・大阪・名古屋に駐在する外商コーディネーターが、県内事業者の商談先の開拓、成約に向けたサポートを実施

お問い合わせ先

高知県産業振興センター 外商推進部 外商課

TEL : 088-845-6600 E-mail : gaisyou@joho-kochi.or.jp

URL : <https://joho-kochi.or.jp/center/market.php>

東京営業所

TEL : 03-6452-8830

E-mail : tokyo@joho-kochi.or.jp

東京営業所（名古屋駐在）

TEL : 052-684-4904

E-mail : nagoya@joho-kochi.or.jp

大阪営業本部

TEL : 06-4708-3398

E-mail : osaka@joho-kochi.or.jp

新事業分野開拓者認定制度・モデル発注制度

販路開拓をしたい

県内の中小企業者が開発・生産する新規性・独創性のある新製品等を県が認定し、必要に応じて購入することで受注実績をつくり、外商活動を支援します。

対象者	県内の中小企業者等
対象商品	【新事業分野開拓者認定事業】 ・物品 ※防災関連や土木建築関連製品を含む（医薬品や防災用以外の食品を除く） ・サービス（役務の提供） 【モデル発注制度】 ・土木建築関連の技術・工法等
応募要件	【新事業分野開拓者認定事業】 ① 県内に本社又は主たる事業所を有する者である ② 県内において対象となる新商品の生産又は新役務の提供を行う者である ③ 市場の類似商品と比べ、性能面・技術面・使用方法等で優れた点がある ④ 発売開始から5年以内である ⑤ 県や市町村での使途が見込める 等 【モデル発注制度】 ① 県内に本社又は工場を有する中小企業者が開発したもの ② 発売開始から5年以内である ③ 県の機関における使途が見込める 等
使用後の評価	認定製品の使用後は、県がユーザーとしての立場から評価を実施します。
認定製品の公表	審査の結果、認定製品に関する情報（製品名、事業者名、製品概略等）を県が公表します。
募集時期	年1回（11月予定）

お問い合わせ先

高知県工業振興課（ものづくり支援担当）

TEL：088-823-9724

E-mail：150501@ken.pref.kochi.lg.jp

URL：<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2022022400079>

ものづくり分野の海外での販路開拓【センター】

販路開拓をしたい

海外で開催される見本市等に高知県ブースを設置し、県内企業の出展サポートや販路開拓を支援します。

対象者	県内に本社または主たる事業所を有する企業、もしくはそれらで構成する団体等
参加要件	①見本市期間中は担当者を常駐させ、積極的な営業活動を行えること ②見本市出展後のアンケート調査等に協力できること ※応募が多数の場合は、調整させていただくことがあります。 ◆令和8年度 見本市（予定） ・SUBCON THAILAND（タイ・5月） ・EMIDASものづくり商談会（ベトナム・9月） ・個別商談会（台湾）

お問い合わせ先

ものづくり海外展開サポートデスク

（高知県産業振興センター 外商推進部 外商課内）

TEL：088-845-7700

E-mail：gaisyou@joho-kochi.or.jp

URL：<https://joho-kochi.or.jp/mono/kaigaisupport.html>

ものづくり海外展開サポートデスク【センター】

販路開拓をしたい

海外展開に挑戦しようとする県内企業の総合相談窓口です。

対象者	県内の製造業を営む事業者
費用	無料
相談時間	午前 8 時30分から17時15分まで（月曜日から金曜日） ※土日・祝日、年末年始を除く
内容	・海外ビジネスのノウハウを有する海外支援コーディネーターによる相談対応 ・県やJETROなど施策の紹介及び各機関への橋渡し ・タイ、ベトナム、フィリピン、インドネシアに設置した現地サポートデスクと連携した支援 ・台湾及びインドに配置した現地アドバイザーによる支援 ・その他海外展開に関すること全般

お問い合わせ先

ものづくり海外展開サポートデスク

（高知県産業振興センター 外商推進部 外商課内）

TEL：088-845-7700

E-mail：gaisyou@joho-kochi.or.jp

URL：<https://joho-kochi.or.jp>

※現地アドバイザー（台湾、インド）に関するお問い合わせ先

高知県工業振興課 外商支援担当

TEL：088-823-9022

E-mail：150501@ken.pref.kochi.lg.jp

URL：<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150000/150501>

成長型中小企業等研究開発支援事業【国】

研究開発の成果の実用化に取り組みたい

中小企業者等が、ものづくり基盤技術及びサービスの高度化に向けて、大学・公設試等と連携して行う研究開発等を支援します。

	研究開発・試作品開発
対象者	中小企業者等・小規模事業者を中心とした共同体 ※事業管理機関、研究等実施機関を含む2者以上で構成
補助率	中小企業者等 2 / 3 以内 大学・公設試等 定額
補助限度額	【通常枠】 補助事業当たり 単年度4,500万円以下 2年度の合計で、7,500万円以下 3年度の合計で、9,750万円以下 (中小企業者等が受け取る補助金額が補助金総額の2 / 3以上であること) 【出資獲得枠】 補助事業当たり 単年度1億円以下 2年度合計で、2億円以下 3年度合計で、3億円以下 (中小企業者等が受け取る補助金額が補助金総額の2 / 3以上であること)
事業期間	2年度又は3年度
申請受付期間	受付は終了しました。

お問い合わせ先

四国経済産業局 地域経済部 地域経済課 産業技術室

T E L : 087-811-8518

U R L : <https://www.shikoku.meti.go.jp/>

知的財産に関する総合支援【I N P I T】

研究開発の成果の実用化に取り組みたい

県内中小企業等が抱える「知的財産」に関する課題に対し、側面から解決を図る無料の支援窓口を設けています。

対象者	高知県内の中小企業等
費用	無料
内容	<u>1 窓口での支援内容（会社訪問も可）</u> ・特許・商標などの先行調査 ・特許・商標などの出願手続きや維持管理 ・商品のネーミングやブランド戦略 ・営業秘密（ノウハウ）管理 ・他社との契約や社内の知財管理体制 ・海外展開、外国出願 ・模倣品・侵害対策 ・種苗法関係 ・制度紹介 ・支援機関紹介 など <u>2 窓口派遣専門家による支援</u> 毎月、弁理士が4回、弁護士が1回相談会を開催します。 <u>3 企業派遣専門家による支援</u> 企業の課題に応じて、弁理士や弁護士のほか、デザインコンサルタントやブランド専門家、海外知財専門家等を現地へ派遣し、課題解決を支援します。

お問い合わせ先

I N P I T 高知県知財総合支援窓口
（運営：一般社団法人高知県発明協会）

T E L : 088-802-7718

U R L : <https://chizai-portal.inpit.go.jp/madoguchi/kochi/>

中小企業等外国出願支援事業【国】

研究開発の成果の実用化に取り組みたい

戦略的な外国出願を促進するため、外国への事業展開等を計画している中小企業者等の外国出願に係る費用を支援します。

対象者	県内に事業所を有する中小企業者等であって、知的財産を活用して海外での事業展開を計画しているもの ※地域団体商標に係る外国特許庁等への商標出願については、事業協同組合等、商工会、商工会議所及びNPO法人を含む
対象経費	(1) 外国特許庁への出願手数料 (2) 現地代理人費用 (3) 国内代理人費用 (4) 翻訳費用 (5) その他必要と認める費用
補助率	対象経費×1/2以内
補助限度額	① 1企業に対する上限額：300万円（複数案件の場合） ② 1出願ごとの上限額 特許出願：150万円 実用新案登録出願、意匠登録出願又は商標登録出願：60万円 抜け駆け対策商標：30万円
補助の要件	(1) 応募時に既に日本国特許庁に対して特許、実用新案、意匠又は商標出願済みであり、採択後にその出願を基礎に優先権主張をして外国出願を年度内に行う予定であること (2) 先行技術調査等の結果からみて、外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないこと (3) 外国で権利が成立した場合等において「当該権利を活用した事業展開を計画している」又は「商標出願に関し、外国における抜け駆け出願対策の意思を有している」こと (4) 外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること
申請受付期間	令和8年5月25日（月）～6月25日（木）【第1次募集】

お問い合わせ先

一般社団法人高知県発明協会

T E L : 088-845-7664

U R L : <https://sites.google.com/site/kochijiii/home>

デジタル技術の活用支援【センター】

デジタル化に取り組みたい

県内中小企業等の生産性や付加価値の向上を図るため、デジタル化の事例の紹介とデジタル技術を活用した取り組みを支援します。

対象者	高知県内の中小企業等
費用	無料
内容	生産性や付加価値の向上など、企業の事業活動における段階に応じた経営課題の解決にデジタル技術を活用する取り組みを支援します。 1 事例集による広報PR 身近な県内企業のデジタル化の取組事例を紹介することで、デジタル化の普及啓発を図ります。 ●産業振興センター WEBサイト：「デジタル化導入成功事例集」（デジタル化相談窓口） URL：https://joho-kochi.or.jp/digital/kochi_digitaljirei.php 2 相談受付 業種や規模を問わず、企業のデジタル化の取り組みに関するあらゆる相談に対応し、相談内容に応じたアドバイスなどを行います。 ・デジタル化に対する助言、助成制度や支援機関の紹介・案内 など 3 デジタル技術活用への取り組みへの伴走支援 (1) デジタル化計画策定・実行の伴走支援 デジタル化の専門知識を有するコーディネーターが、企業の経営課題の解決に向けたデジタル化計画の策定・実行を伴走支援します。 (2) 全体最適化（DX）に向けた伴走支援 ①個社ごとの支援チームの編成 会社全体の課題解決につながるデジタル化に取り組む企業に対して、支援チームを編成してデジタル化の視点で事業戦略の磨き上げを支援します。 ②DX戦略アドバイザーによる支援 企業のDX化に向けた体制づくりや業務の変革などの経営判断を支援します。 ③DX認定取得の支援 経済産業省の「DX認定」の取得を支援します。 4 県内IT企業とのマッチング支援 デジタル化に関する課題や相談内容にあわせて、課題解決に資する県内ITベンダーとのマッチングを支援します。 ●産業振興センター WEBサイト：「デジタル化マッチングプラットフォーム」 URL：https://joho-kochi.or.jp/digital/digital_mpf/

お問い合わせ先

高知県産業振興センター 事業戦略・デジタル化推進課
 TEL：088-845-6600
 E-Mail：digital@joho-kochi.or.jp
 URL：<https://joho-kochi.or.jp/digital>

高知デジタルカレッジ

デジタル化に取り組みたい

県内企業のデジタル化の取り組みを応援するため、デジタル技術に関する知識や技術を持つ社内デジタル人材を育成する講座を開催します。

講座の詳細は、下の「お問い合わせ先」のURLから「高知デジタルカレッジ」ホームページをご覧ください。

対象者	デジタル技術に関する知識や技術の習得を目指す県内事業者
内容	●デジタル発信力向上講座 (概要) 主に中山間地域の事業者等のデジタル発信力強化のため、具体的な手法を学ぶテーマ別講座、県内3地域で開催する地域の広報力を強化・支援する実践型ワークショップ、さらに希望者への専門家による個別支援等を実施 (対象) 県内事業者（小規模事業者向け） (開催方法・場所) [講座] 現地開催とオンライン配信のハイブリッド方式 [ワークショップ] 現地開催（県内3地域） ●経理DX基礎講座 (概要) 全ての企業が関係し、支援機関での支援実績も多い経理のデジタル化について、経理の基礎とデジタル化のために把握しておくべきポイント等を学べる講座を実施 (対象) 県内事業者 (開催方法・場所) 現地開催（県内3地域を予定） ●企業内DX推進力向上講座 (概要) 社内のデジタル化に向け、企業内の立場に分け、デジタル化のアイデア創出につながる講座を実施 ①経営層向けセミナー ②一般社員向け講座 ③デジタル化担当者向け実践講座 (対象) ①県内事業者の経営層の方 ②社内におけるデジタル活用に興味がある方 ③社内のデジタル化を企画・実践する方 (開催方法・場所) 主に現地開催とオンライン配信のハイブリッド方式を予定

お問い合わせ先

高知県産業デジタル化推進課（デジタル人材育成担当）

TEL：088-823-9751

E-mail：152001@ken.pref.kochi.lg.jp

URL：<https://kochi-digital-college.jp>

中小企業デジタル化・AI導入支援事業 (中小企業デジタル化・AI導入支援事業費補助金2026)【国】

デジタル化に取り組みたい

AI等を用いた業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策に向けたITツール等の導入費用を支援します。

対象者	中小企業・小規模事業者等（会社法人だけでなく、医療法人、社会福祉法人、学校法人、商工会、商工会議所、財団法人、特定非営利活動法人等も対象）		
対象経費	【通常枠】 ソフトウェア購入費、クラウド`利用料(最大2年分)、導入関連費 【インボイス枠（インボイス対応類型）】 ソフトウェア購入費* ¹ 、クラウド利用料(最大2年分)* ¹ 、ハードウェア関連費、導入関連費 *会計、受発注、決済のいずれかの機能を有するもの 【セキュリティ対策推進枠】 サイバーセキュリティサービス利用料(最大2年分)		
補助率・補助額	【通常枠】		
	補助率		補助額
	1/2以内(中小企業)		1プロセス以上：5万円～150万円未満
	2/3以内(最低賃金近傍の事業者* ²)		4プロセス以上：150万円～450万円以下
	*令和6年10月から令和7年9月の間で、「当該期間における地域別最低賃金以上～令和7年度改定の地域別最低賃金未満」で雇用している従業員が全従業員の30%以上である月が3か月以上あることを示した事業者		
	【インボイス枠（インボイス対応類型）】 インボイス制度に対応した会計・受発注・決済ソフト		
	補助率		補助額
	4/5以内(小規模事業者)		50万円以下
	3/4以内(中小企業)		
	2/3以内		50万円超～350万円以下
PC・ハードウェア等			
補助対象		補助率	補助額
PC・タブレット等		1/2以内	10万円以下
レジ・券売機等			20万円以下
【セキュリティ対策推進枠】 サイバーセキュリティサービス利用料：5万円～150万円 (1/2以内(小規模事業者は2/3以内))			
補助の要件	【通常枠】 「給与支給総額の年平均成長率3%以上」、「地域別最低賃金+30円以上」を満たす事業計画を策定し、実行すること等が要件（150万円以上の補助金を申請する場合） 【通常枠】【インボイス枠（インボイス対応類型）】【セキュリティ対策推進枠】 「給与支給総額の年平均成長率3.5%以上」を満たす事業計画を策定し、実行すること等が要件（IT導入補助金2022～2025までの間に交付決定を受けた場合）		
申請受付期間	申請開始日：令和8年3月30日		

お問い合わせ先

中小企業デジタル化・AI導入支援事業事務局

TEL：0570-666-376（IP電話等からの問い合わせ先 050-3133-3272）

URL：<https://it-shien.smrj.go.jp>

スマートものづくり研究会

デジタル化に取り組みたい

県内製造業の方々の生産現場の効率化や付加価値の向上につなげるロボット・AI・IoT等を活用したスマートものづくりの導入と実践できる人材の育成の支援します。

対象者	生産現場の改善に向けた取組を行う県内製造業事業者
活動概要	①ロボット導入の具体的なプロセスや成功事例の紹介 成功事例や課題解決事例を紹介するセミナーにより、導入計画の具体化や既存ロボットの再活用を支援する ②デジタル技術による現場改善 アドバイザー等と連携して現場課題を整理し、解決ツールの試作や実証実験に向けた支援を行う ③デジタル技術の活用を目的とした事例に基づくハンズオン研修 AI活用や、3Dスキャナを用いた検査・リバースエンジニアリングなど、具体的な事例を通じて現場で即戦力となる技術の習得を支援する ④最新技術、製品、活用事例を紹介する展示発表会の開催

お問い合わせ先

高知県工業技術センター 生産技術課

TEL : 088-846-1653

E-mail : 151405@ken.pref.kochi.lg.jp

URL : <https://www.pref.kochi.lg.jp/itc>

ワークライフバランス、働き方改革の推進

働き方改革に取り組みたい

対象者	県内に事業所を置く企業・団体
高知県ワークライフバランス推進企業認証制度	誰もが働きやすく、従業員の方々が働き続けられる職場環境づくりを目指し、「次世代育成支援」「男性育休推進」「介護支援」「年次有給休暇の取得促進」「女性の活躍推進」「健康経営」に積極的に取り組んでいる企業を県が認証する制度 【対象者】 県内に事業所を置く企業・団体 【認証に向けた支援策】 高知県ワークライフバランス推進アドバイザー（社会保険労務士）が、認証に向けて一般事業主行動計画の策定等を支援します。
働き方改革トップセミナー	生成AIを活用した業務の効率化や多様な人材の活躍促進など働き方の推進をテーマにした経営者向けセミナーを開催します。 【対象者】 県内の企業経営者、人事・労務管理者など
働き方改革普及促進事業	①高知県登録働き方改革コンサルタントによる伴走支援 県内在住の社会保険労務士等の国家資格保有者による働き方改革に係る個別コンサルティングを実施します。 【対象者】県内企業20社（予定） ②優良事例表彰（KOCHI Work Style Award）の開催 働き方改革に係る優良事例の横展開を図るため、優良事例表彰を実施します。 ③給与人事制度導入支援 働き方改革の進展に合わせて必要となる給与人事制度導入を促進するため、基礎知識を習得する研修を開催します。 ④属人化解消支援 男性育休をはじめとする休暇が取得しやすい環境整備、生産性の向上を目的として、業務の属人化解消や複数業務を担えるようにする取組を進めるためのセミナー、研修を開催します。
費用	無料

お問い合わせ先

高知県雇用労働政策課（働き方改革担当）

TEL：088-823-9764

E-mail：151301@ken.pref.kochi.lg.jp

URL：<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150000/151301>

中小企業省力化投資補助金（一般型）【国・中央会】

設備投資をしたい

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足に悩む中小企業等がIoT・ロボット等の人手不足解消に効果があるデジタル技術等を活用した設備を導入するための事業費等の経費の一部を補助することにより、省力化投資を促進します。

対象者	中小企業・小規模事業者（組合等の中小企業による共同体含む）、特定非営利活動法人・社会福祉法人等（一定の要件あり） ※一次産業は対象外
補助上限額	従業員数 5人以下 : 750万円（1,000万円） 従業員数 6～20人 : 1,500万円（2,000万円） 従業員数 21～50人 : 3,000万円（4,000万円） 従業員数 51～100人 : 5,000万円（6,500万円） 従業員数 101人以上 : 8,000万円（1億円） ※括弧書きは大幅な賃上げを行う場合
補助率	補助金額が1,500万円まで : 1 / 2 ※ 補助金額が1,500万円を超える部分 : 1 / 3 ※小規模企業者・小規模事業者、再生事業者、最低賃金引き上げを行う場合は2/3
対象経費	機械装置・システム構築費（50万円（税抜）以上の設備投資が必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費
補助の要件	①労働生産性の年平均成長率+4.0%以上増加 ②1人あたり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上、又は給与支給総額の年平均成長率+2.0%以上増加 ③事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準 ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等（従業員21名以上の場合のみ） ※最低賃金引き上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみ
事業期間	交付決定日から18ヶ月以内
申請受付期間	申請受付開始以降のスケジュールにつきましては追ってHPでお知らせいたします
その他	・申請には「gBizIDプライム」アカウント（ID・パスワード等）が必要です

お問い合わせ先

中小企業省力化投資補助事業 コールセンター

T E L : 0570-099-660（9：30～17：30（土・日・祝日を除く））

U R L : <https://shoryokuka.smrj.go.jp/ippan/>（補助金HP）

高知県中小企業団体中央会 省力化補助金事業推進室

T E L : 088-845-8890（8：30～17：00（土日祝日を除く））

中小企業省力化投資補助金（カタログ注文型）【国・中央会】

設備投資をしたい

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足に悩む中小企業等がIoT・ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を導入するための事業費等の経費の一部を支援します。

対象者	中小企業・小規模事業者（組合等の中小企業による共同体含む）、特定非営利活動法人・社会福祉法人等（一定の要件あり） ※一次産業は対象外
補助上限額	①従業員数 5人以下 : 200万円（300万円） ②従業員数 6～20人以下 : 500万円（750万円） ③従業員数 21人以上 : 1,000万円（1,500万円） ※括弧書きは大幅な賃上げを行う場合
補助率	1 / 2 以下
対象経費	●省力化製品として登録されている機械装置、工具・器具（測定工具・検査工具等）及びそれに付随する専用ソフトウェア・情報システム等の購入に要する経費 ●省力化製品の設置作業や運搬費、動作確認の費用、マスタ設定等の導入設定費用（製品本体価格の2割まで対象）
補助の要件	●補助金HPに公開する補助対象製品のリスト（カタログ）に登録された製品から選んで省力化のための設備投資を行い、労働生産性を年平均成長率 3 %以上 向上させる3年間の事業計画を策定すること ●大幅な賃上げ（補助上限額の引き上げ）を行う場合は、事業実績報告までに給与支給総額年率 6 %以上かつ事業場内最低賃金45円以上の賃上げに取り組むこと
事業期間	交付決定日から原則12ヶ月以内
申請受付期間	随時受付中（令和8年9月末頃まで（予定））
その他	・申請には「gBizIDプライム」アカウント（ID・パスワード等）が必要です ・補助対象となる省力化製品は下記の補助金HPよりご確認ください ・本補助金の申請は、省力化製品を取り扱う販売事業者との共同申請です

お問い合わせ先

中小企業省力化投資補助事業 コールセンター

T E L : 0570-099-660（9：30～17：30（土・日・祝日を除く））

U R L : <https://shoryokuka.smrj.go.jp/ippan/>（補助金HP）

高知県中小企業団体中央会 省力化補助金事業推進室

T E L : 088-845-8890（8：30～17：00（土日祝日を除く））

高知県中小企業設備資金利子補給制度

設備投資をしたい

生産性の向上に資する設備投資を行う企業を支援します。

対象者	経営計画等に基づき生産性の向上に資する設備投資を融資を受けて行う県内中小企業者等						
対象資金	設備資金						
要件等	制度	経営計画・事業戦略型		先端設備等導入計画型		生産性向上計画型	
	枠	一般枠	脱炭素化枠	一般枠	脱炭素化枠	一般枠	脱炭素化枠
	業種	限定なし		限定なし		製造業のみ	
	要件	経営計画（商工会・商工会議所認定）又は事業戦略（産業振興センター認定）策定	左記の計画に①脱炭素化に関する目標等をグリーン診断（省エネ診断）をもとに、具体的に記載すること ②CO ₂ 排出量の見える化を実施している、若しくは実施予定であること	経営計画又は事業戦略策定＋先端設備等導入計画（市町村認定）又は経営革新計画（県承認）策定	左記の計画に①脱炭素化に関する目標等をグリーン診断（省エネ診断）をもとに、具体的に記載すること ②CO ₂ 排出量の見える化を実施している、若しくは実施予定であること	経営計画又は事業戦略策定＋生産性向上計画策定	左記の計画に①脱炭素化に関する目標等をグリーン診断（省エネ診断）をもとに、具体的に記載すること ②CO ₂ 排出量の見える化を実施している、若しくは実施予定であること
	利子補給の対象となる融資限度額	2,000万円		5,000万円		1億円	
	補給年数	10年以内					
	補給率	一般枠：0.5%以内 脱炭素化枠：（①1.0%以内、②0.75%以内）					
	融資枠	一般枠：15億円 脱炭素化枠：15億円					
	①グリーン診断（省エネ診断）とは、一般財団法人省エネルギーセンター、経済産業省資源エネルギー庁の「地域プラットフォーム構築事業」で採択された「省エネお助け隊」若しくは「令和7年度補正予算 中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費」の登録診断機関並びに高知県地球温暖化防止県民会議が行うエネルギー利用の最適化等に係る診断をいう。 ②金融機関が提携しているシステム事業者のCO₂排出量の見える化、又は金融機関が自社サービスとして提供するCO₂排出量の見える化に係る契約書等の提出を必須とする。						
	取扱金融機関	県と利子補給契約を締結した金融機関					

お問い合わせ先

高知県経営支援課（金融担当）

T E L : 088-823-9695

E-mail : 150401@ken.pref.kochi.lg.jp

U R L : <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150000/150401>

企業立地促進事業費補助金

設備投資をしたい

本県への企業立地を促進します。（工場等の新設又は増設）

対象者	製造業・宿泊業を営む事業者
補助の要件 （製造業）	【1】投資額（投資にかかる固定資産額の総額）が1億5,000万円以上であること 【2】企業指定（補助の資格認定）を受けた日から3年以内に操業を開始すること ※以下、【3-1】【3-2】いずれか一つを選択（【3-2】を選択できるのは県内企業のみ） 【3-1】雇用保険の対象となる者のうち、高知県内に居住する常用雇用者（※1）を操業開始後1年以内に10人以上（※2）新たに雇用すること （※1）1週間の所定労働時間が20時間以上で6ヶ月以上の継続雇用が見込まれる者で出入国管理及び難民認定法に規定される一部の在留資格を有する者を含む。 （※2）地域資源活用型産業（主要原材料の6割以上が県内産の農林水産物又は水資源の場合）及び情報通信業・サービス業等は5人以上 【3-2】ア 従業員数（企業指定時）の維持 イ 交付決定時の直近の決算時から3期後の決算までに給与支給総額を15%以上増加 ウ 交付決定時の直近の決算時から3期後の決算までに一人当たり平均賃金を9%以上増加
補助の要件 （宿泊業）	【1】【2】【3-1】は製造業と共通 【4】客室数30室以上又は最大宿泊人数100人以上 【5】客室1室あたりの平均面積12㎡以上 ※対象地域は中山間地域のみ。（市町村の同意が必要）
対象経費	〔土地、減価償却資産（建物及び付属設備、構築物、機械装置、車両運搬具、工具器具備品）の取得にかかる経費〕 ※取得費にはファイナンス・リースによる取得原価相当額を含む ※指定工場等の敷地面積が9,000㎡以上又は建築面積が3,000㎡以上の場合は、福利環境施設の整備取得費も補助対象となる
補助率	補助対象経費×10～25% ・基本補助率：業種に応じて10%又は15% ・土地の取得、賃借を伴う場合：基本補助率＋5% ・新規雇用者数20人以上：基本補助率＋5%
補助限度額	50億円（製造業）、3億円（宿泊業）
受付期間	随時募集（事業着手の30日前までに立地企業指定申請書を提出すること）

お問い合わせ先

高知県企業誘致課

TEL：088-823-9693

E-mail：150201@ken.pref.kochi.lg.jp

URL：<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150000/150201>

伝統的工芸品産業等設備投資 支援事業費補助金

NEW

設備投資をしたい

伝統的工芸品産業等の生産性向上や競争力強化を図るとともに、生産者の独立開業等を促進します。

対象者	伝統的工芸品等（伝統的工芸品又は伝統的特産品）の生産者 ＜伝統的工芸品＞ 土佐和紙（機械漉き事業者を含む）、土佐打刃物 ＜伝統的特産品＞ 安芸國鬼瓦、内原野焼、尾戸焼・能茶山焼、竹の子笠（まんじゅう笠）、土佐古代塗、土佐漆喰、土佐硯、土佐凧、土佐備長炭、虎斑竹細工、フラフ・のぼり、宝石珊瑚
対象経費	伝統的工芸品等の製造設備の新規導入及び機能改善を伴う改修に係る経費 ※メンテナンス、原材料等の消耗品購入費は対象外
補助率	2/3以内
補助限度額	500万円（下限：30万円）
申請受付期間	随時募集 ※予算上限に達し次第終了となります

お問い合わせ先

高知県工業振興課（地場産業担当）

TEL：088-823-9720

E-mail：150501@ken.pref.kochi.lg.jp

URL：<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150000/150501>

サテライトオフィス等立地促進事業費補助金

設備投資をしたい

事務系企業の県内への立地を促進します。

対象事業	バックオフィス事業、コンタクトセンター事業、I T・コンテンツ事業
補助の要件	・県内での事業所の取得又は賃借開始後、原則として1年以内に事業所の操業を開始する者であること ・県内企業と競合しない事業を営む企業であること(競合する事業とは、県内への製品又はサービスの供給を主目的に行う事業等をいう。) ・操業開始以降に次のいずれかの人数の県内新規雇用を伴うとともに、補助対象期間が終了するまでに当該雇用人数を維持すること ① 3人以上9人以下 ※ただし、中山間地域に立地する場合は、2人以上9人以下 ② 10人以上19人以下 ③ 20人以上
対象経費	・建物賃借料 ・通信費 ・人材研修費 ・人材募集費 ・事務所の改修費 ・設備の取得費
補助率	補助対象経費×20～50%
補助限度額	10億円
事業期間	① 新規雇用3人以上（中山間地域は2人以上）：3年間 ② 新規雇用10人以上：4年間 ③ 新規雇用20人以上：5年間
雇用奨励金	一般被保険者（期間の定めのない）1名につき30万円～120万円（雇用人数により変動）等
受付期間	随時募集

お問い合わせ先

高知県企業誘致課

TEL：088-823-9693

E-mail：150201@ken.pref.kochi.lg.jp

URL：<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150000/150201>

産業振興計画推進融資

設備投資をしたい

産業振興計画に取り組む企業を支援します。

対象者	産業振興計画の事業や目標に沿った事業を行う、又は行おうとする方 （農林漁業、金融・保険業、風俗営業などを除く）											
対象資金	設備資金、運転資金											
償還期間 （据置期間） 貸付利率 保証料率	<table><tr><td>償還期間 （据置期間）</td><td>7年 （1年以内）</td><td>10年 （2年以内）</td></tr><tr><td>貸付利率※1</td><td>2.85%以内 （変動）</td><td>3.00%以内 （変動）</td></tr><tr><td>保証料率</td><td>0.30%※2</td><td>0.25%※2</td></tr></table> ※1 貸付利率は商工会又は商工会議所の認定があれば△0.2%、「こうちSDGs推進企業登録制度」の登録があれば△0.1%（併用可能） ※2 標準的な事業者の場合の保証料率です。 経営状況により異なる保証料率（0.11%～0.49%）が適用されます。 ※3 セーフティネット保証利用の際は貸付利率・保証料率が異なりますのでお問い合わせください。			償還期間 （据置期間）	7年 （1年以内）	10年 （2年以内）	貸付利率※1	2.85%以内 （変動）	3.00%以内 （変動）	保証料率	0.30%※2	0.25%※2
償還期間 （据置期間）	7年 （1年以内）	10年 （2年以内）										
貸付利率※1	2.85%以内 （変動）	3.00%以内 （変動）										
保証料率	0.30%※2	0.25%※2										
貸付限度額	1億円											
申込み先	四国銀行、高知銀行、高知信用金庫、 幡多信用金庫、商工組合中央金庫、日本政策金融公庫											

お問い合わせ先

高知県経営支援課（金融担当）

TEL：088-823-9695

E-mail：150401@ken.pref.kochi.lg.jp

UEL： <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150000/150401>

次世代施策推進融資

設備投資をしたい

対象者	脱炭素化（省エネ化含む）、デジタル化、グリーン化に関する取組を行う事業者				
対象資金	設備投資				
貸付限度額	1 億円				
償還期間 （据置期間） 貸付利率 保証料率	償還期間 （据置期間）	7 年以内 （1 年以内）	10年以内 （2 年以内）	15年以内 （3 年以内） ※ 1	20年以内 （3 年以内） ※ 1
	貸付利率	2.52%以内 （変動）	2.72%以内 （変動）	2.92%以内 （変動）	3.12%以内 （変動）
	保証料率	0.30% ※ 2	0.25% ※ 2	0.25% ※ 2	0.25% ※ 2
	※ 1 15年、20年は脱炭素化のみ ※ 2 標準的な事業者の場合の保証料率です。 経営状況により異なる保証料率（0.11%～0.49%）が適用されます。				

お問い合わせ先

高知県経営支援課（金融担当）

TEL：088-823-9695

E-mail：150401@ken.pref.kochi.lg.jp

URL：<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150000/150401>

中小企業耐震診断等支援事業費補助金

減災・防災への備えをしたい

南海トラフ地震に備えるため、県内中小企業（製造業）の耐震診断等に要する費用を支援します。

対象者	県内で製造業を営む中小企業者であって、BCP（事業継続計画）を策定しているもの
対象事業	①耐震診断 ②耐震設計・建替設計
対象建築物	・製造業を営むための事務所、工場等であること ・昭和56年5月31日以前に建築された建築物であること 等
補助率	対象経費×2／3以内
補助限度額	①耐震診断：133.3万円 ※耐震診断以外に必要な費用（耐震診断結果の評定にかかる手数料等）については100万円を限度に加算できる ②耐震設計・建替設計：200万円
補助の要件	耐震診断及び耐震設計の内容に関し、四国耐震診断評定委員会等の評定を受け、適切と評価を受けること
申請受付期間	随時募集

お問い合わせ先

高知県商工政策課（企画担当）

TEL：088-823-9283

E-mail：151401@ken.pref.kochi.lg.jp

URL：<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/taisinnsinndann>

BCP（事業継続計画）の策定支援

減災・防災への備えをしたい

自然災害の発生時等に、県内商工業者が従業員や家族の生活を守り、事業を継続させることができるように、BCP（事業継続計画）や、簡易版BCPとも言われる事業継続力強化計画の策定支援に取り組んでいます。

1. 策定講座等	(1)事業継続力強化計画（ジギョケイ）策定講座 ・「簡易版BCP」とも言われるジギョケイを策定する講座です ・ジギョケイはBCPよりも検討項目が少なく、簡易に作成できます ・令和8年度 3回開催予定 (2)自然災害BCP策定講座 ・本格的なBCPを策定するための具体的な手法を、ワークショップ等を交えて学ぶ実践的な講座です ・令和8年度 2回開催予定 (3)自然災害BCP訓練講座 ・自社でBCP訓練を実施するための手法やノウハウを学べる講座です ・令和8年度 2回開催予定 ※いずれも1回完結、オンライン参加可 ※策定講座は、完成までフォローします
2. 手引きなど	(1)BCP策定のための手引き ・より多くの県内事業者の方々にBCP策定に取り組んでいただきますよう、BCP策定のための手引書を公開しています (2)BCP訓練マニュアル ・事業継続マネジメント（BCM）の取り組みを進めていただくよう、机上型事業継続訓練マニュアルを公開しています
3. 「超」簡易版BCP	・これから対策を始めようとする事業者の方や、小規模な事業者の方向けに、策定する項目を最小限に絞った「超」簡易版BCPの様式を公開しています。

お問い合わせ先

高知県商工政策課（企画担当）

TEL：088-823-9283

E-mail：151401@ken.pref.kochi.lg.jp

URL：<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2025031100077>

南海トラフ地震・節電対策融資

減災・防災への備えをしたい

対象者	南海トラフ地震対策または節電対策を行う県内の中小企業者（農林漁業、金融・保険業、風俗営業などを除く）			
対象事業	・耐震診断、耐震設計 ・事業用施設の地震対策（例：耐震工事、建替え工事、ガソリンスタンドの貯蔵タンクの補強） ・設備の地震対策（例：機械の転倒防止措置、消防用設備の導入） ・浸水を防ぐためのかさ上げや移転 ・節電や使用最大電力の抑制（ピークカット）に役立つ設備の導入（例：LED照明、省エネ空調、自家発電装置、二重サッシ、断熱塗装など）			
償還期間 （据置期間） 貸付利率 保証料率	償還期間 （据置期間）	10年以内 （3年以内）	15年以内 （3年以内）	20年以内 （3年以内）
	貸付利率	2.62%以内 （変動）	2.82%以内 （変動）	3.02%以内 （変動）
	保証料率	0.11%～0.34%		
貸付限度額	8,000万円			
申込み先	取扱金融機関又は高知県信用保証協会			

お問い合わせ先

高知県経営支援課（金融担当）

TEL：088-823-9695

E-mail：150401@ken.pref.kochi.lg.jp

URL：<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150000/150401>

高知県外国人材雇用相談窓口（ふおれこ）

人材確保・育成に取り組みたい

対象者	外国人材の雇用を検討中、または雇用中の県内事業者など
相談内容	技能実習制度（育成就労制度）や特定技能制度、在留資格に関すること。県内監理団体等の紹介
相談費用	無料（行政機関への申請書類の作成代行などを行う場合は有料）
相談方法	【電話】088-802-2343（高知県行政書士会） ※「外国人材についての相談」とお伝えください。 ※受付時間：9時～16時 【メール】info@kochi-gyosei.jp（高知県行政書士会） ※件名：外国人材についての相談 ※事業者名、担当者名、電話番号を記載してください。



技能実習生等受入支援事業費補助金

人材確保・育成に取り組みたい

補助対象事業者	下記のいずれかに該当する事業者 ■過去に技能実習生や特定技能外国人の受入れ実績がない ■県が人材交流に関する覚書を締結した地域（※）の送り出し機関から初めて受け入れる ※ベトナム：ラムドン省、インド：タミル・ナド州及びナガランド州
補助金額 （定額補助）	■技能実習生：15万円/人 ■特定技能外国人：9万円/人 ※1事業者合計2人まで申請可

外国人材受入環境整備事業費補助金（スキルアップ支援）

人材確保・育成に取り組みたい

対象事業者	外国人材を雇用している県内事業者
補助対象経費	■技能を向上させるための訓練（講師派遣費用も補助対象）や試験に係る経費 （特定技能2号試験や特定技能外国人が受験する日本語試験も補助対象） ■日本語習得に係る講習費
補助率	1/3（「こうち外国人材優良サポート事業者認証」取得者は1/2）
補助限度額	3万円/人、100万円/事業者

【お問い合わせ先】

高知県商工労働部商工政策課 外国人材受入推進室

外国人材活躍ポータル

<https://kochi-foreigntalent.pref.kochi.lg.jp/>

高知でかなえる、あなたの未来。

外国人材活躍ポータル

Your Bright Future in Kochi



高度外国人材雇用促進事業費補助金（インターンシップ支援）

人材確保・育成に取り組みたい

対象事業者	県内高等教育機関と協定を締結している海外大学や県が人材交流に関する覚書を締結した地域の海外大学からインターンシップを受け入れる県内事業者
補助対象経費 補助率 補助限度額	■ 渡航費（航空券代のみ）：1/2（5万円） ■ 住居の賃借料：1/2（2.5万円×3か月） ■ 在留資格申請代行手数料：1/2（5万円）

こうち外国人材優良サポート事業者認証制度

人材確保・育成に取り組みたい



制度の概要	外国人材が「暮らしやすい」、「働きやすい」、「学びやすい」環境づくりを進めるため、積極的な取り組みを行う事業者を認証する制度
申請期間	令和8年5月1日～12月31日
認証のメリット	■ 外国人材受入環境整備事業費補助金の補助率アップ ■ 認証マークの付与（企業のPRにご活用ください）

高知でかなえる、あなたの未来。

外国人材活躍ポータル

Your Bright Future in Kochi



補助制度や雇用事例、外国人材の方が活用できる情報を掲載しています。

【お問い合わせ先】

高知県商工労働部商工政策課 外国人材受入推進室

外国人材活躍ポータル <https://kochi-foreigntalent.pref.kochi.lg.jp/>

プロフェッショナル人材活用事業【センター】

人材確保・育成に取り組みたい

県内企業が自社の課題を解決し、「攻めの経営」に転換を図っていくため、高いスキルを有する外部人材と県内企業とのマッチングを支援します。

対象者	県内中小企業者等															
費用	相談・マッチング支援は無料(人材紹介会社を活用した場合、紹介手数料等がかかる場合あり) ※マッチング成立後のプロフェッショナル人材に係る人件費等は各企業の負担 ただし、県外在住のプロフェッショナル人材を活用するために必要となる人材紹介手数料や交通宿泊費、報酬等の経費に対する助成制度あり（下記 4 参照）															
内容	1 プロフェッショナル人材（プロ人材）とは ・高いスキルや豊富な経験を活かし、経営者の右腕として経営マネジメントや新分野展開、販路拡大等に携わり、地域企業の課題解決と積極的な「攻めの経営」への転換を支援する人材 ・常時雇用だけではなく、副業・兼業など、ニーズにあわせて多様な活用方法が可能 2 プロ人材の活用例 生産効率の向上、人事制度の構築、デジタル化、販路拡大・マーケティング、広報・P R、新事業展開、人材育成 など 3 プロ人材獲得までのステップ ① プロフェッショナル人材戦略拠点の担当者等が企業の経営者との対話（企業訪問）を通じて、経営課題や求人ニーズを明確化 ② プロフェッショナル人材戦略拠点から企業に候補者を紹介 または企業が人材紹介会社等を通じて人材を募集 ③ 企業が候補者の中から最もニーズに合う人材を選考（必要に応じて選考をサポート） ④ 経営課題に資するプロ人材と企業が契約（必要に応じて契約をサポート） 4 プロ人材の活用に関する助成制度 (地域外プロフェッショナル人材活用促進事業費助成金) <table><tr><td></td><td>副業・兼業プロ人材活用促進枠</td><td>一般枠</td></tr><tr><td>助成対象者</td><td>はじめて副業・兼業プロ人材を活用する中堅・中小企業者</td><td>・副業・兼業以外のプロ人材 ・2回目以降の副業・兼業プロ人材を活用する中堅・中小企業者</td></tr><tr><td>助成率</td><td>4 / 5 以内</td><td>1 / 2 以内</td></tr><tr><td>助成上限額</td><td>50万円</td><td>30万円</td></tr><tr><td>助成対象経費</td><td>・人材紹介会社への手数料 ・交通宿泊費 ・プロ人材の報酬(最大 6 か月分)</td><td>・人材紹介会社への手数料 ・交通宿泊費</td></tr></table>		副業・兼業プロ人材活用促進枠	一般枠	助成対象者	はじめて副業・兼業プロ人材を活用する中堅・中小企業者	・副業・兼業以外のプロ人材 ・2回目以降の副業・兼業プロ人材を活用する中堅・中小企業者	助成率	4 / 5 以内	1 / 2 以内	助成上限額	50万円	30万円	助成対象経費	・人材紹介会社への手数料 ・交通宿泊費 ・プロ人材の報酬(最大 6 か月分)	・人材紹介会社への手数料 ・交通宿泊費
	副業・兼業プロ人材活用促進枠	一般枠														
助成対象者	はじめて副業・兼業プロ人材を活用する中堅・中小企業者	・副業・兼業以外のプロ人材 ・2回目以降の副業・兼業プロ人材を活用する中堅・中小企業者														
助成率	4 / 5 以内	1 / 2 以内														
助成上限額	50万円	30万円														
助成対象経費	・人材紹介会社への手数料 ・交通宿泊費 ・プロ人材の報酬(最大 6 か月分)	・人材紹介会社への手数料 ・交通宿泊費														
受付期間	随時受付 ※助成金の申請期限は令和 9 年 2 月12日まで															

お問い合わせ先

高知県産業振興センター内
高知県プロフェッショナル人材戦略拠点
TEL : 088-854-8557
URL : <https://www.pref.kochi.lg.jp/projinzai/>

「困りごとを解決する人材がない」とお悩みの経営者の皆様、ぜひお気軽にご相談ください。

工業技術センターにおける人材育成講座

人材確保・育成に取り組みたい

工業技術センターでは、研修の実施等を通じて、技術スキルの向上をめざした人材育成、企業の具体的な改善活動の促進、そして企業の自立的・継続的な取り組みを目指した支援を行っています。

対象者	生産性の向上などに取り組む県内の中小企業者
費用	一部有料
内容	◆技術者養成講座 技術的スキル習得や知見向上を目的とする ○開催講座 ・化学分析材料 ・材料 ・測定技術 ・食品関連技術 ○生産性向上セミナー 「利益に直結！リードタイム最適化の進め方」 中小企業大学校 四国キャンパスとの連携により、実践的なノウハウを提供します。

お問い合わせ先

高知県工業技術センター 研究企画課

TEL : 088-846-1167

E-mail : 151405@ken.pref.kochi.lg.jp

URL : <https://www.pref.kochi.lg.jp/itc/service/service3-3>

紙産業技術センターにおける人材育成事業

人材確保・育成に取り組みたい

紙産業技術センターでは、研修の実施、技術情報や業界の最新情報の提供等を通じて、技術スキルの向上をめざした人材育成、企業の具体的な改善活動の促進、そして企業の自立的・継続的な取り組みを目指した支援を行っています。

対象者	県内ものづくり事業者
費用	無料
研修内容	◆紙・不織布業界動向セミナー ◆初任者研修（集団研修） ◆分析技術セミナー及び新規導入設備紹介 ◆中堅研修（製紙コース） ◆開放試験設備利用研修（ライセンス研修等）

お問い合わせ先

高知県立紙産業技術センター 企画調整室

TEL：088-892-2220

E-mail：infokami@ken2.pref.kochi.lg.jp

URL：<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150000/151406>

高知県元気な未来創造融資

人材確保・育成に取り組みたい

対象者	県内の中小企業者で、人材確保を目的に、従業員の職場環境の整備や賃上げの促進、女性活躍に向けた環境づくり等事業者の魅力向上に必要な施設の整備を行う方		
対象資金	設備資金		
償還期間 (据置期間)	10年以内 (3年以内)	15年以内 (3年以内)	20年以内 (3年以内)
貸付利率	2.62% (変動)	2.82% (変動)	3.02% (変動)
保証料率	0.11%～0.34%		
貸付限度額	5,000万円		
申込み先	取扱金融機関又は、高知県信用保証協会		

お問い合わせ先

高知県経営支援課（金融担当）

TEL：088-823-9695

E-mail：150401@ken.pref.kochi.lg.jp

URL：<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150000/150401>

キャリアアップ助成金【国】

人材確保・育成に取り組みたい

非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化し、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。 ※（ ）は大企業の額

I 正社員化コース

有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換または派遣労働者を直接正規雇用した事業主に対して助成

※正規雇用へ転換した際、転換前後の6か月の賃金を比較して3%以上増額していること。
※正規雇用労働者には、「多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）」を含む。

【重点対象者】		【重点支援対象者以外】
(1)有期→正規	1人当たり80万円（60万円）	1人当たり40万円（30万円）
(2)無期→正規	1人当たり40万円（30万円）	1人当たり20万円（15万円）
※重点支援対象者とは		
a：雇入れから3年以上の有期雇用労働者		
b：雇入れから3年未満で、次の①②いずれにも該当する有期雇用労働者		
①過去5年間に正規雇用労働者であった期間が1年以下		
②過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない		
c：派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定の訓練修了者		
※正社員転換等制度を新たに規定し、当該区分に転換等した場合に1事業所当たり20万円（15万円）を加算		
※多様な正社員制度（勤務地限定・職務限定・短時間正社員いずれか1つ以上）を新たに規定し、有期雇用労働者等を当該区分に転換等した場合、1事業所当たり40万円（30万円）を加算		

II 障害者正社員化コース

障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等へ転換した事業主に対して助成

※正規雇用労働者には、「多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）」を含む。

支給対象者	措置内容	支給総額	支給対象期間	各支給対象期における支給額
重度身体障害者、重度知的障害者および精神障害者	有期雇用から正規雇用への転換	120万円 (90万円)	1年 (1年)	60万円 × 2期 (45万円 × 2期)
	有期雇用から無期雇用への転換	60万円 (45万円)		30万円 × 2期 (22.5万円 × 2期)
	無期雇用から正規雇用への転換	60万円 (45万円)		30万円 × 2期 (22.5万円 × 2期)
重度以外の身体障害者、重度以外の知的障害者、発達障害者、難病患者、高次脳機能障害と診断された者	有期雇用から正規雇用への転換	90万円 (67.5万円)		45万円 × 2期 (33.5万円 × 2期) ※第2期の支給額は34万円
	有期雇用から無期雇用への転換	45万円 (33万円)		22.5万円 × 2期 (16.5万円 × 2期)
	無期雇用から正規雇用への転換	45万円 (33万円)		22.5万円 × 2期 (16.5万円 × 2期)

III 賃金規定等改定コース

全て又は一部の有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、昇給させた事業主に対して助成

賃金引き上げ率（1人当たり）
 (1)3%以上4%未満 4万円(2.6万円)
 (2)4%以上5%未満 5万円(3.3万円)
 (3)5%以上6%未満 6.5万円(4.3万円)
 (4)6%以上 7万円(4.6万円)
 ※「職務評価」手法の活用により実施の場合 1事業所あたり20万円(15万円)を加算
 ※有期雇用労働者の昇給制度を新設した場合 1事業所あたり20万円(15万円)を加算
 ※1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人

IV 賃金規定等共通化コース

有期雇用労働者等に関して、正規雇用労働者と共通の職務に応じた賃金規定等を新たに作成し、適用した事業主に対して助成

1事業所当たり、60万円（45万円）

キャリアアップ助成金【国】

人材確保・育成に取り組みたい

V	賞与・退職金制度導入コース	
	有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金制度を新たに導入し、支給または積立てを実施した事業主に対して助成	1 事業所あたり40万円（30万円） ※同時に導入した場合、1 事業所当たり16.8万円（12.6万円）加算
VI	短時間労働者労働時間延長支援コース	
	短時間労働者に以下の取組を行った場合に助成 （1 年目の取組） 新たに社会保険に加入させるとともに労働時間延長等の取組を行った場合 （2 年目の取組） 労働時間の延長またはキャリアアップのための取組を行った場合	(1) 1 年目の取組 1 人当たり、小規模企業50万円、中小企業40万円（30万円） (2) 2 年目の取組 1 人当たり、小規模企業25万円、中小企業20万円（15万円）

お問い合わせ先

高知労働局 助成金センター T E L 088-878-5328

厚生労働省 HP URL :

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

賃金向上環境整備事業費補助金

賃上げに取り組みたい

県が指定する国又は県等の補助事業を活用して持続的な賃上げを目指す事業者に対し、当該事業の効果が現れるまでの間における賃上げ原資の一部に相当する経費を支援します。

対象事業者	県内に本社又は主たる事業所を有する中堅企業、中小企業、個人事業主等 ※次のア、イをともに満たすこと ア) <u>県が指定する国又は県等の補助金（指定補助金）の交付決定を令和8年度に受けている者</u> イ) 賃金を支払っている従業員が1名以上いること
補助額	<u>対象従業員（雇用保険の被保険者）1人あたり10万円</u> 限度額：1社あたり1,000万円 （指定補助金に係る自己負担額を上限） ただし、指定補助金に係る自己負担額が100万円未満の場合は、10万円×対象従業員数（上限100万円）
補助要件	次のいずれかを満たすこと （指定補助金において賃上げ実績が交付要件である場合を除く） ア) 直近事業年度の<u>決算において対前年度比で2%以上の賃上げ</u>が行われていること イ) R7.12.1からR8.12.1までの間の<u>賃上げ実施月において対前年同月比で2%以上の賃上げ</u>が行われていること
指定補助金	生産性の向上に資する事業を対象とするもののうち、対象業種が幅広いものや活用事業者数が多いものを中心に選定 ① 所得向上推進企業等総合支援事業費補助金（県） ② 業務改善助成金（労働局） ③ デジタル化・AI導入補助金（中小企業庁） など計27補助金

お問い合わせ先

- 高知県賃金向上環境整備事業費補助金事務局 TEL:050-3605-0983
- 高知県雇用労働政策課（労政担当） TEL：088-823-9763
E-mail：151301@ken.pref.kochi.lg.jp
URL：<https://kochi-chinginkojo.jp/>

業務改善助成金【国】

賃上げに取り組みたい

事業所内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を50円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等の費用の一部を助成します。

対象者	・中小企業・小規模事業者であること ・事業場内最低賃金が、令和8年度地域別最低賃金未満であること。 ・解雇、賃金引下げなどの不交付事由がないこと
対象経費	助成対象となる経費は「生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資等」 【助成例】 ・POSレジシステム導入 ・リフト付き特殊車両 ・国家資格者によるコンサルティング ・顧客管理情報のシステム化 ※「特例事業者」のうち、物価高騰等要件に該当する場合はパソコンなど助成対象が拡充される場合がある。
助成率	事業場内最低賃金が (1)1,050円未満：4／5 (2)1,050円以上：3／4
助成上限額	事業場の規模により、賃金を引き上げる労働者数及び賃金引き上げ額ごとに助成上限額の設定がある。
事業完了期限	交付決定年度の1月31日
申請期間	令和8年9月1日～地域別最低賃金の発行日の前日又は令和8年11月30日のいずれか早い日

※このほか、国の雇用関係の助成金については下記ページから検索できます

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index_00007.html

お問い合わせ先

- 業務改善助成金コールセンター TEL：0120-366-440
- 高知労働局 雇用環境・均等室 TEL：088-885-6041
- 高知働き方改革推進支援センター TEL：0120-899-869

円滑な事業承継に取り組みたい

次の経営者への交代に伴う事業承継計画の策定やM & Aの着手に必要な経費等の一部を補助することにより、専門家による支援を受け、事業承継の加速化を図ります。

対象者	事業承継に取り組む県内中小企業者等
対象経費	専門業者(税理士、公認会計士、コンサルティング会社、M & A 仲介会社等)に対し、事業承継等を目的として事業を委託する以下の経費 ①事業承継計画の策定経費 ②M & A 仲介委託経費 ③小規模事業者のM & A の前段階の企業評価と企業概要書作成に係る費用
補助率	①② 補助対象経費 × 1 / 2 ③ 補助対象経費 × 2 / 3
補助限度額	①② 100万円 ③ 30万円
受付期間	令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 2 月26日（必着）

活用事例

- ・次の経営者への交代に伴う計画策定に係る策定委託料や企業価値の算出委託料等。
- ・M & A 着手に係る仲介委託料等。

お問い合わせ先

高知県経営支援課(事業承継担当)

TEL : 088-823-9697

E-mail : 150401@ken.pref.kochi.lg.jp

URL : <https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2025022000317>

事業承継等推進事業費補助金

中山間地域枠

円滑な事業承継に取り組みたい

地域に必要と認められる事業を引き継ぐ買い手を支援することで、中山間地域における第三者承継の加速化を図ります。

対象者	中山間地域においてM & Aで事業を譲り受ける者、又はその予定である者 ※市町村への間接補助
対象経費	中山間地域において、地域に必要と認められる事業（注）をM & Aによって譲り受ける際に係る以下の経費 ①既存事業の買収 株式取得費用、事業用資産取得費用 ②承継後の取組 機械設備費、リース料、賃借料、店舗等改修費、広報費、委託料、アドバイザー料、原材料費、産業財産権等関連経費、旅費、マーケティング調査費、会場借料費、機械設備等処分費
補助率	①既存事業の買収 補助対象経費×1/5（県1/10・市町村1/10） ②承継後の取組 機械設備費については 補助対象経費×1/5（県1/10・市町村1/10） 機械設備費以外については 補助対象経費×1/2（県1/4・市町村1/4）
補助限度額 ・補助額	①200万円（県100万円・市町村100万円） ②100万円（県50万円・市町村50万円）
受付期間	令和8年4月1日～令和9年2月26日（必着）

注 地域に必要と認められる事業とは以下のような事業を指します。

- ・地域住民に必要な生活機能の確保を行っている事業
- ・独自の希少技術を活用し、地域の強みになっている事業
- ・地域資源を活用し、地域経済を支えている事業 等

補助金活用を希望する方は、事前に市町村に相談してください。

活用事例

- ・事業譲渡契約における固定資産等の取得に係る譲渡対価。
- ・株式譲渡契約における株式の取得に係る譲渡対価。
- ・承継後の新たな取組や経営の安定化のために必要な機械装置等の購入費。

お問い合わせ先

高知県経営支援課(事業承継担当)

T E L : 088-823-9697

E-mail : 150401@ken.pref.kochi.lg.jp

URL : <https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2025022000317>

事業承継奨励給付金

円滑な事業承継に取り組みたい

中山間地域で事業を引き継いだ意欲ある次世代の後継者に対して給付金を支給することで、中山間地域における事業承継の加速化を図ります。

類型・給付額	①県内枠 50万円 ②県外枠 100万円
支給対象者	以下の全ての要件を満たす中小企業者 (1) 令和8年4月1日から令和9年3月31日までに、以下の全ての要件を満たす事業引継ぎを行った買い手、又はその予定である買い手であること - ア 県内の中小企業者が中山間地域で実施してきた事業を引き継ぐこと - イ 引き継いだ事業について、給付金の給付申請日から5年以上、その地域で継続する意思があること - ウ 最終合意契約締結時点で売り手代表者の年齢が満60歳以上であったこと - エ 売り手及び買い手が高知県事業承継・引継ぎ支援センターに相談し、支援を受けていたこと (2) 県内に本社を置く法人又は県内に住所を有する個人であること (3) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと ※県外枠の給付対象者は、上記に加えて以下の全ての要件を満たすこと - ア 令和8年4月1日以降に県外から本社を移転した法人若しくは転居した個人であること、又は令和8年4月1日以降に県内で地域おこし協力隊の任期を満了したこと - イ 県外から移転・転居する直前の5年間に於いて、県外に本社を有していたこと又は県外に住所を有していたこと - ウ 地方創生移住支援金の交付を受けていないこと
受付期間	令和8年4月1日～令和9年2月26日（必着）

お問い合わせ先

高知県経営支援課(事業承継担当)

TEL : 088-823-9697

E-mail : 150401@ken.pref.kochi.lg.jp

URL : <https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2025022000331>

事業承継特別保証制度融資

円滑な事業承継に取り組みたい

対象者	県内で事業を開始（県内事業者が自身の事業所以外の場所で新たに事業を開始する場合を含む）する具体的な計画を有する者（個人又は小規模法人）
主な要件	・当該計画について事業承継・引継ぎ支援センターの認定を受けていること ・親族承継は対象外 ※経営承継準備関連保証（知事認定あり）又は特定経営承継準備関連保証（知事認定あり）を利用する事業者については株式取得費用にかかる特例あり
融資内容	対象資金：設備資金、運転資金 （上記※の場合は株式取得費用も可） 貸付限度額：1,000万円
貸付利率	2.85%以内（変動）
保証料率	0.20%（注） （注）標準的な事業者の場合の保証料率です。経営状況により異なる保証料率（0.11%～0.34%）が適用されます。
償還期間	10年（3年）（上記※の場合は据置1年）

お問い合わせ先

高知県事業承継・引継ぎ支援センター
 TEL：088-802-6002 又は県内金融機関

高知県経営支援課（事業承継担当）
 TEL：088-823-9697
 E-mail：150401@ken.pref.kochi.lg.jp
 URL：<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2022051800116>

事業承継・M&A補助金【国】

円滑な事業承継に取り組みたい

中小企業の生産性向上、持続的な賃上げに向けて、事業承継に際しての設備投資や、M&A・PMIの専門家活用費用等を支援します。

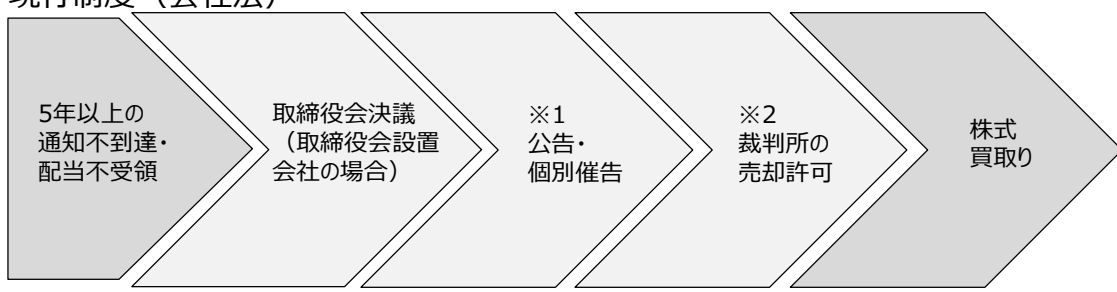
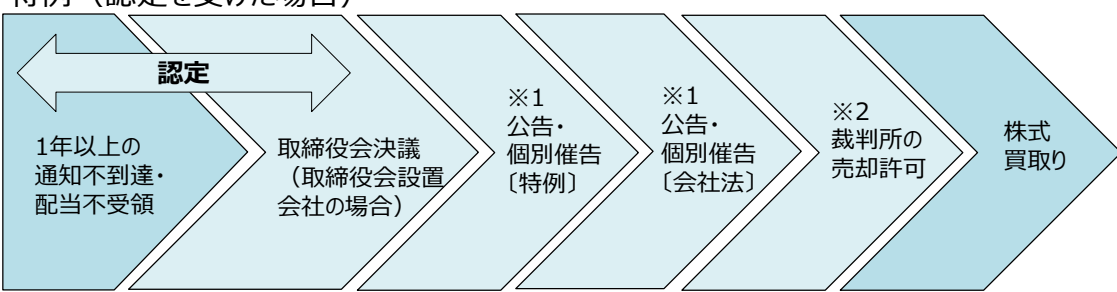
対象者	事業承継を契機として新しい取り組み等を行う中小企業等及び、事業再編、事業統合に伴う経営資源の引継ぎを行う中小企業等
要件・対象経費	(1) 事業承継促進枠 要件：5年以内に親族内承継又は従業員承継を予定している者 対象経費：設備投資等に係る費用（設備費、産業財産権等、関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費等） (2) 専門家活用枠（買い手支援類型、売り手支援類型） 要件：補助事業期間に経営資源を譲り渡す、又は譲り受ける者 対象経費：M&A時の専門家活用に係る費用（謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、保険料等） (3) PMI推進枠（PMI専門家活用類型、事業統合投資類型） 要件：M&Aに伴い経営資源を譲り受ける予定の中小企業等に係るPMIの取組を行う者 対象経費：M&A後の経営統合（PMI）に係る費用（設備費、外注費、委託費等） (4) 廃業・再チャレンジ枠 要件：事業承継やM&Aの検討・実施等に伴って廃業等を行う者 対象経費：事業承継・M&Aに伴う廃業等に係る費用（産業支援費、在庫廃業費、解体費、原状回復費、土壌汚染調査費、リースの解約費、移転・移設費用（併用申請の場合のみ）） ※廃業・再チャレンジ枠は、事業承継促進枠・専門家活用枠・PMI推進枠と併用可
補助率	(1) 1/2～2/3 (2) 1/3～2/3 (3) 1/2～2/3 (4) 1/2～2/3
補助限度額	(1) 800万円（一定の賃上げ実施する場合1,000万円） (2) 600～800万円（100億企業要件を満たす場合2,000万円） (3) 150～800万円（一定の賃上げ実施する場合1,000万円） (4) 150万円
お問い合わせ先	事業承継・M & A 補助金事務局 T E L : 050-3145-3812 URL : https://jsh.go.jp/

（注）上記、補助率・補助限度額等は11次公募のものです。補助率・補助限度額等は公募ごとに異なる場合があります。

所在不明株主に関する会社法の特例の前提となる認定

円滑な事業承継に取り組みたい

都道府県知事の認定を受けること及び所要の手続を経ることを前提に、所在不明株主からの株式買取り等に要する期間の短縮が可能です。

要件	経営承継円滑化法における会社法特例を利用するためには、上場会社等以外の中小企業者である株式会社が以下の要件全てを満たし、都道府県知事の認定を受ける必要があります。なお、認定の有効期限は原則2年です。 ①経営困難要件 申請者の代表者が年齢、健康状態その他の事情により、継続的かつ安定的に経営を行うことが困難であるため、会社の事業活動の継続に支障が生じている場合であること。 ②円滑承継困難要件 一部株主の所在が不明であることにより、その経営を当該代表者以外の者（株式会社事業後継者）に円滑に承継させることが困難であること。
手続きの例	（例）株式会社が所在不明株主から非上場株式を買い取る場合 現行制度（会社法）  特例（認定を受けた場合）  ※1 異議申述手続 会社法上、株式会社が、利害関係人が一定期間（3ヶ月以上）内に異議を述べる旨等を官報等により公告し、所在不明株主等に個別催告する必要があります。会社法特例を活用する場合には、これに先行して、特例措置によることを明示した異議申述手続を行う必要があります（二重の手続保障）。 ※2 裁判所における手続 会社法特例の対象となる非上場株式の売却（自社による買取りを含みます。）については、「裁判所の許可」が必要であることから、裁判所における手続を経ることとなります。 なお、株式の競売の場合にも裁判所における手続が必要となります。

お問い合わせ先

高知県経営支援課(事業承継担当)

TEL : 088-823-9697

E-mail : 150401@ken.pref.kochi.lg.jp

URL : <https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2018092500252>

円滑な事業承継に取り組みたい

経営者の死亡等に伴い必要となる資金の調達を支援するため、都道府県知事の認定を受けた中小企業者等に対し、特例を設けています。

対象者	経営承継円滑化法に基づく都道府県の認定を受けた県内中小企業者等												
支援内容	（１）融資 経営承継円滑化法に基づく認定後、個人（※１）の方は日本政策金融公庫の融資制度を利用することができます。融資の条件（※２）については、最寄りの支店までお問い合わせください。 （２）信用保証 経営承継円滑化法に基づく認定後、中小企業者（※３）又は個人（※１）の方が、金融機関から資金を借り入れる場合には、原則として信用保証協会の通常の保証枠とは別枠（※４）が用意されています。 <table><tr><th>通常枠</th><th>別枠</th></tr><tr><td>普通保険【２億円】</td><td>+ ２億円</td></tr><tr><td>無担保保険【8,000万円】</td><td>+ 8,000万円</td></tr><tr><td>（特別小口保険【2,000万円】）</td><td>（+ 2,000万円）</td></tr></table> ※１ 類型に応じて、会社の代表者、事業を営んでいない個人を言います。 ※２ 例えば日本政策金融公庫（中小企業事業）の場合、融資限度額は14億4,000万円、融資利率は信用リスク等に応じて所定の利率が適用されます。 ※３ 中小企業者には、会社及び個人事業主が含まれます。 ※４ 会社の代表者、事業を営んでいない個人には、本特例により通常の保証枠が用意されます。					通常枠	別枠	普通保険【２億円】	+ ２億円	無担保保険【8,000万円】	+ 8,000万円	（特別小口保険【2,000万円】）	（+ 2,000万円）
	通常枠	別枠											
	普通保険【２億円】	+ ２億円											
	無担保保険【8,000万円】	+ 8,000万円											
	（特別小口保険【2,000万円】）	（+ 2,000万円）											
対象		必要となる資金の類型	支援の対象者	支援形態									
				融資	信用保証								
	1	経営を承継した後に必要となる資金 【例】 ・後継者が自社の株式や事業用資産を買い取るための資金 ・後継者が相続や贈与によって自社の株式や事業用資産を取得した場合の相続税・贈与税の納税資金 ・仕入先の取引条件や取引先金融機関の借入条件が厳しくなったことにより必要となる資金（※） （※）信用保証のみ	中小企業者		○								
		等	中小企業者【会社】の代表者	○	○								
	2	これから他の中小企業者の経営を承継するにあたり必要となる資金 【例】 ・これからM & Aにより他社の株式や事業用資産を買い取るための資金	（これから他の中小企業者の経営を承継しようとする） 中小企業者		○								
等		（これから他の中小企業者の経営を承継しようとする） 事業を営んでいない個人	○	○									
3	認定日から経営の承継の日までの間に、現経営者の保証が付されている借入れを借り換えるための資金（経営者保証は不要）	中小企業者【会社】		○									

お問い合わせ先

高知県経営支援課(事業承継担当)

TEL : 088-823-9697 E-mail : 150401@ken.pref.kochi.lg.jp

URL : <http://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2024030100132>

日本政策金融公庫高知支店 中小企業事業

TEL : 088-875-0281

遺留分に関する民法の特例【国】

円滑な事業承継に取り組みたい

後継者が、遺留分権利者全員との合意及び所要の手続を経ることを前提に、以下の民法の特例の適用を受けることができます。

要件

・会社の経営の承継の場合

会社の経営の承継の場合	
① 会 社	・ 中小企業者であること。 ・ 合意時点において3年以上継続して事業を行っている非上場企業であること。
② 先代経営者 (旧代表者)	・ 過去又は合意時点において会社の代表者であること。
③ 後継者 (会社事業後継者)	・ 合意時点において会社の代表者であること。 ・ 先代経営者からの贈与等により株式を取得したことにより、会社の議決権の過半数を保有していること。 ※推定相続人以外の方も対象となります。

※個人事業の経営の承継の場合は、中小企業庁のホームページにてご確認ください

制度内容

①除外合意

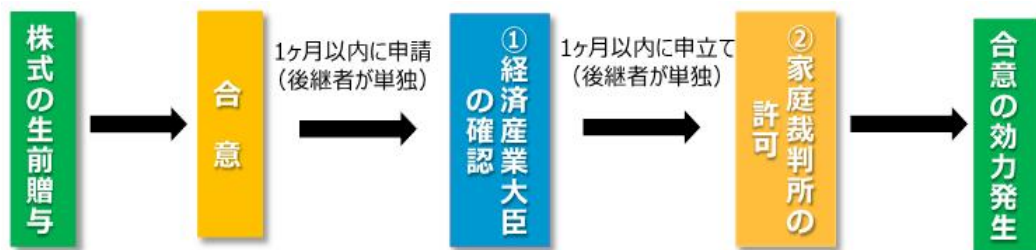
・後継者が先代経営者から贈与等によって取得した自社株式・事業用資産の価額について、他の相続人は遺留分の主張ができなくなるので、相続紛争のリスクを抑えつつ、後継者に対して集中的に株式を承継させることができる。

②固定合意 ※会社のみ利用可能

・自社株式の価額が上昇しても遺留分の額に影響しないことから、後継者の経営努力により株式価値が増加しても、相続時に想定外の遺留分の主張を受けることがなくなる。

手続きの流れ

・会社の経営の承継の場合



※個人事業の経営の承継の場合は、中小企業庁のホームページにてご確認ください

お問い合わせ先

中小企業庁事業環境部財務課

T E L : 03-3501-5803

中小企業庁ホームページ :

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu.html

伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金

後継者育成に取り組みたい

伝統的工芸品や伝統的特産品を製造する技術やノウハウを身に付けた後継者の育成を支援し、本県の伝統的産業の振興を図ります。

対象者	伝統的工芸品の指定や伝統的特産品の認定を受けた組合、事業者（土佐備長炭を除く → 林業の補助金を活用）
対象経費	1 学校形式運営事業 ①研修環境整備：研修用道具の購入・リース料、修繕費 ②研修生補助：図書教材費、道具代、研修中の生活費等 ③学校運営補助：学校形式による育成施設の管理に関する経費 2 技能習得研修事業 ①研修環境整備：研修用道具の購入・リース料、修繕費 ②研修生補助：図書教材費、道具代、研修中の生活費等 ③研修指導者補助：謝金
補助率・補助上限額等	1 学校形式運営事業 ①補助率：2/3以内 補助上限：20万円／年（受入人数分） ②補助率：2/3以内 補助上限：10万円／月 ③補助率：1/3以内 2 技能習得研修事業 ①補助上限：20万円／年 ②日額：5,000円 補助上限：10万円／月 ③日額：6,000円 補助上限：12万円／月
研修期間	学校形式運営事業：3ヶ月以上～2年以内 技能習得研修事業：3ヶ月以上～1年以内
申請受付期間	随時募集

活用事例

- 学校形式運営事業（2025年度）
 - ・土佐打刃物：3名
- 長期研修事業（令和8年度から技能習得研修事業）（2025年度）
 - ・土佐打刃物：1名、土佐和紙：3名

お問い合わせ先

高知県工業振興課（地場産業担当）

TEL：088-823-9720

E-mail：150501@ken.pref.kochi.lg.jp

URL：<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150000/150501>

地域未来投資促進法に基づく支援措置

【国・県・市町村】

有利な税制措置を受けたい

地域特性を活用した事業の生み出す経済的波及効果に着目し、これを最大化しようとする取組に対し、幅広い支援を行います。

対象者

県による地域未来投資促進法に基づく**地域経済牽引事業計画の承認を得た者**⇒**地域経済牽引事業者**
～地域経済牽引事業計画の主な承認要件～

県と関係市町村が作成した基本計画（※１）に適合する計画であること

（１）地域特性の活用（※２） （２）高い付加価値の創出

（３）地域の事業者に対する経済的効果（売上、雇用者数、雇用者給与等支給額、取引額等の増加）

・高知県における基本計画（※１）

高知県地域未来投資促進基本計画（所管：高知県 商工労働部 企業誘致課）

促進地域 高知県全域

地域特性 ①第一次産業等を核とした関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野

（※２） ②機械系産業、紙産業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野

③高知ならではの新産業の振興により培われた知見を活用した成長ものづくり分野

④コールセンター、バックオフィス等の集積を活用した情報通信関連分野

計画期間 2029年3月31日まで又は新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日まで

高知県物部川地域基本計画（所管：高知県 産業振興推進部 産業政策課）

促進地域 高知県物部川地域（南国市、香南市、香美市）

地域特性 ①物部川地域の龍河洞などの多彩な観光資源を活用した観光・まちづくり分野

（※２） ②物部川地域の豊かな自然環境が育むユズや温州みかん等の特産物を活用した食品

関連産業・地域商社分野

計画期間 2029年3月31日まで

地域経済牽引事業者への各種支援措置（一部抜粋）

地域未来投資促進税制（適用期限：2027年度末まで）

国税（法人税等）の課税特例、県税（不動産取得税（土地・建物））の課税免除、市町村税（固定資産税（土地・建物・構築物））の課税免除又は不均一課税。

ただし、活用には地域経済牽引事業計画の承認の他、国による「高い先進性を有すること等の確認」が必要となります。また、市町村税の課税免除等の措置状況は市町村により異なります。

日本政策金融公庫による支援（地域経済牽引事業者に対する低利融資制度）

貸付期間 設備資金：20年以内（うち据置期間2年以内）

運転資金：7年以内（ " ）

貸付限度 中小企業事業：7.2億円

貸付利率 中小企業事業：運転資金は基準利率。ただし、設備資金について、以下（※３）のいずれかを満たす場合は、基準利率から0.9%引き下げ。

（※３）①新規開業して7年以内

②困難な経営状況にある場合

③公庫と民間金融機関が連携支援を図る場合

お問い合わせ先

より詳細な制度内容、届出様式等は経済産業省地域未来投資促進法ホームページをご覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiikimiraitoushi.html

■制度の活用に関するご相談 高知県 商工労働部 企業誘致課 TEL：088-823-9693

■地域未来投資促進法の制度全般について

四国経済産業局 地域経済部 地域未来投資促進室 TEL：087-811-8516

非上場株式に係る相続税・贈与税の納税猶予制度【国、県】

有利な税制措置を受けたい

中小企業の事業の継続を通じた雇用の確保や地域経済の活力維持を図る観点から、後継者が、都道府県知事の認定を受けた非上場中小企業の株式等を先代経営者から相続又は贈与により取得した場合、相続税・贈与税の納税が猶予されます。

	特例措置	一般措置
事前の計画策定等	特例承継計画の提出 (2018年4月1日から 2027年9月30日まで)	不要
適用期限	次の期間の贈与・相続等 (2018年1月1日から 2027年12月31日まで)	なし
対象株数	全株式	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予	100%	贈与：100% 相続：80%
承継パターン	複数の株主から最大3人の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	弾力化 一定の基準日における雇用の平均が「贈与（相続）時の雇用の8割」を下回った場合、その理由等を記載し、認定経営革新等支援機関の意見を付した報告書を都道府県知事に提出し、確認を受けること。	一定の基準日における雇用の平均が「贈与（相続）時の雇用の8割」を下回らないことが必要
事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除	特例経営（贈与）承継期間の経過後に、事業の継続が困難な一定の事由が生じた場合に特例措置の適用に係る非上場株式等の譲渡等をした場合、その対価の額（譲渡等の時の相続税評価額の50%に相当する金額が下限になります）を基に相続（贈与）税額等を再計算し、再計算した税額と直前配当等の金額との合計額が当初の納税猶予税額を下回る場合に、その差額は免除されます。	なし

お問い合わせ先

（納税について）高知税務署

T E L : 088-822-1123

（認定について）高知県経営支援課(事業承継担当)

T E L : 088-823-9697 E-mail : 150401@ken.pref.kochi.lg.jp

URL : <https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2018092500252/>

個人事業主の事業用資産に係る相続税・贈与税の 納税猶予制度【国、県】

有利な税制措置を受けたい

個人事業者の事業の継続を通じた雇用の確保や地域経済の活力維持を図る観点から、後継者が、都道府県知事の認定を受けた個人事業者の多様な事業用資産を先代経営者から相続または贈与により取得した場合、相続税・贈与税の納税が猶予されます。

事前の計画策定等	個人事業承継計画の提出 (2019年4月1日から2028年9月30日まで)
適用期限	次の期間の贈与・相続等 (2019年1月1日から2028年12月31日まで)
対象資産	特定事業用資産 ・事業用の宅地等、事業用の建物、減価償却資産（固定資産税の課税対象等） ※以下のものは特定事業用資産に含まれない ・個人事業者の家事用資産 ・不動産貸付用の宅地および建物 ・棚卸資産、預貯金、売掛金 等
納税猶予	100%
承継パターン	原則、先代1人から後継者1人 ※一定の場合には同一生計親族等からも可
雇用確保要件	雇用要件なし
経営環境変化に対応した免除	あり (後継者が死亡した場合、重度障害により継続が困難となった場合など)

お問い合わせ先

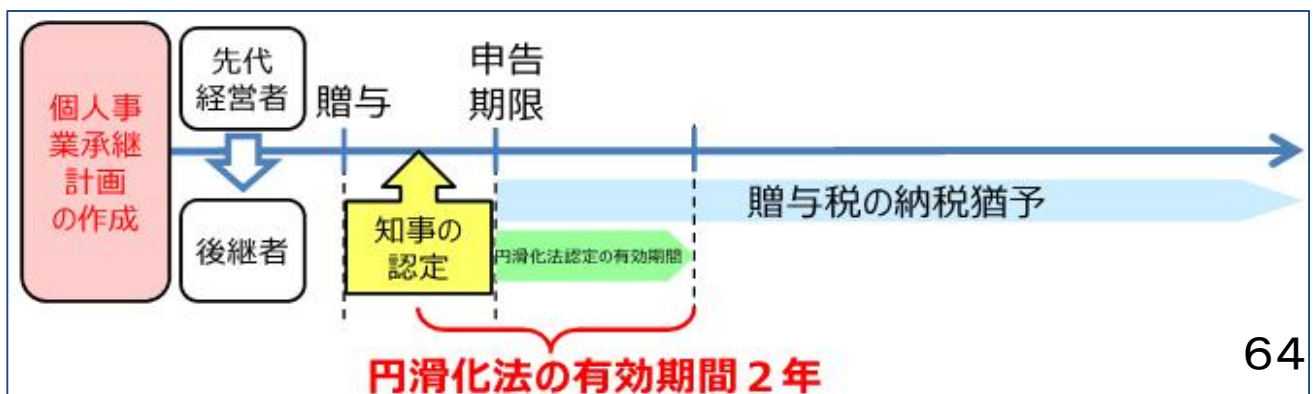
(納税について) 高知税務署

T E L : 088-822-1123

(認定について) 高知県経営支援課(事業承継担当)

T E L : 088-823-9697 E-mail : 150401@ken.pref.kochi.lg.jp

URL : <https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2018092500252/>



協調支援型特別保証制度

その他

対象者	① 保証付き融資の実行と同時に、保証付き融資額の1割以上の保証を付さない融資（プロパー融資）を受ける方 ② 金融機関の支援を受け、経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方		
使途	設備資金、運転資金		
貸付限度額	2億8,000万円		
償還期間	一括返済：1年以内 分割返済：10年以内		
貸付利率 保証料率	対象者	①	②
	貸付利率	変動：3.00%以内、固定：3.20%以内	
	保証料率	0.19～0.80%	0.29%～1.20%

お問い合わせ先

高知県経営支援課（金融担当）

TEL：088-823-9695

E-mail：150401@ken.pref.kochi.lg.jp

URL：<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150000/150401>

対象者	情報発信を行いたい県内の製造事業者
サイトへの登録要件	【対象事業者】 高知県内に本社または製造拠点がある製造業者であって、インターネットの活用により情報発信力を高め、販路開拓や受注の拡大に取り組む事業者
サイトで提供するサービス及び機能	①定型フォームによる企業の紹介ページの設置 ②会員及び発注社が利用できる受発注システム ③注目企業の紹介ページ設置 ④補助制度や見本市情報などを提供 ⑤アクセス数の提供 ⑥掲載情報の英文翻訳ページ作成 ⑦ソーシャルメディアによる会員企業の情報発信
会員の登録・利用料	年額5,000円

お問い合わせ先

高知県工業振興課（ものづくり担当）

TEL：088-823-9724

E-mail：150501@ken.pref.kochi.lg.jp

URL：<https://www.kochi-seizou.jp>